

長崎会場

# 内容紹介





## 第1-1部 パネリストによる基調報告

**小森 美登里** (特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト理事)

### 【横田】

皆様、こんにちは。本日は子どもの人権がテーマの本シンポジウムに御来場いただき、感謝申し上げます。法務省主催の人権シンポジウムが長崎で開催されるのは、恐らく今回が初めてとなります。

皆様既に御存じかとは思いますが、今子どもたちは、虐待、いじめ、体罰、差別、あるいは性的嫌がらせ、その他様々な人権侵害の被害者として苦しんでいます。自らを守る手段を持たない子どもたちにとって、本来は私たち大人が守る立場にあるべきです。ところが、子どもに対する人権侵害事例のうちかなりの割合で、子どもたちが信頼すべきはずの大人が加害者である場合が多く、被害者となった子どもたちは周囲の大人を相談する相手として考えることができないのです。むしろ、大人が加害者になっているということで、持って行き場のない苦しみ、悩みを心の中に抱え込んで、どうしようもない状況に置かれるということ、最近の多くの出来事の中から、実感しております。

そういう経験を通じて、子どもたちは、身体的肉体的に様々な形で追い詰められていまして、その結果として、先ほども長崎地方法務局長の御挨拶の中でも触れられましたように、様々な形で子どもたちの心の悩みが現れる現象というのが、私たちの目の前に突き付けられます。それが不登校であったり、引き籠りであったり、あるいは場合によると、自ら命を絶つというような不幸な出来事にもつながりかねない、そういう状況にあります。

現在、子どもたちが抱えているこうした人権上の問題について、人権に携わる者として、非常に深刻に受け止めております。本日このような形で、ここ長崎において、「子どもと人権」の問題を本シンポジウムで扱うことができることを、私どもといたしましては、大変貴重な機会であると考えております。

今日、御登壇いただく4人のパネリストの皆様は、いずれも、子どもと人権に関わる活動を展開され、それぞれの御専門の分野で経験を積んでこられた方々です。パネリストの皆様のお話を伺い、休憩時間の後には、会場の皆様からの御質問や御意見を伺って、現代社会が抱えている子どもと人権の問題について、お互いに考え、この問題への理解を深めていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

まず最初は、私のお隣に座っておられる小森美登里さんのお話をお伺いしたいと思います。これまで、小森さんがどういう背景でどのような活動をしてこられたのかということも含めたお話を伺えると思います。小森さん、よろしくお願いいたします。

### 【小森】

初めまして。神奈川県横浜市から参りました、小森美登里と申します。私は、一人娘をいじめによる自殺で失いました。いじめ自殺遺族です。15歳の時に娘は亡くなり、今年で16年目になりましたので、もし誕生日を迎えられていたとしたら、31歳になっているはずでした。もし31歳まで生きていたら、娘はどんな経験をしたんだろう、といろいろなことを考えます。彼氏が欲しかったかな、結婚もしたかったかな、きっとウェディングドレスを着たかっただろうし、家族も欲しい、子どもを産みたかっただろう。後は海がとても好きな子でしたので、ダイビングをやりたいと言っていました。そんなふうに、あの子ができなかったこと、失ったものを一つずつ探していると、悲しみがあふれ、そして大きな怒りを覚えます。この問題をなんとか解決したい、そんな思いを込めて、私は思い付くことを



小森美登里さん

いろいろやっていました。ただ、思い付くことをやっている中で、様々な思いも掛けない言葉を浴びせ掛けられ、傷付くこともありました。しかし一方で、多くの出会いも生まれました。そしてその多くの出会いの中で、「小森さんの活動、学校の中に入ってやりたいね」と言ってくれた人がいたんですね。そして、NPO<sup>1</sup>を立ち上げようということで、みんなでいろいろなことを考えて、ジェントルハートプロジェクトを立ち上げることを決めました。

NPOを立ち上げるとなると、やはり出さなければいけない書類もありますし、私たちは一体何をやるんだということも明確にしなければなりません。そんな中で、いじめの定義を決めました。私たちは、「心と身体への暴力」をいじめと定義して活動を始めました。ところが、いざ活動を始めますと、なんだか違和感を覚えました。「心と身体への暴力」というこの言葉、決して間違っではありません。今も変えたわけではないのです。しかし、活動を開始して、全国の学校の中で、どのような事件が起きているんだろう、どのようないじめがあるんだろう、ということ調べて始めましたら、とてもいじめという表現では言い表すことができない、虐待といっても過言ではない肉体への暴力が数多くありました。これはどう考えても刑事事件なのではないか、という事象が次から次へと、私の目に留まったんです。そして、心と身体への暴力をいじめと言っていたのですが、どうやらこれは間違いなく、虐待であると実感しました。会場にお越し皆様の中にも、いじめと聞くと子ども同士で、言葉でからかったり、ちょっとふざけているぐらいの軽いイメージをお持ちの方もいらっしゃるかもしれません。そんな方は、ぜひ一度、新聞記事の中でいじめに関するニュースを見付けられたら「いじめ」という言葉を「虐待」に置き換えて読み直してみてください。死亡事案でなくて結構です。小さな記事で結構です。そうしますと、それまでの印象が変わってくると思います。そして、子どもたちがいかにこの問題で苦しみ、学校において極度の緊張の中で過ごしているということ、御理解いただけるのではないかと思います。

どうしてこの問題が解決しないまま今日まで来てしまったんだろうということを考えながら、私にはいくつか、思い当たることがあります。一つ目は、私たち大人は今まで、心の存在をないがしろにして来たのではないだろうかということです。心ってなんなのだろう、命ってなんなのだろう、そのことを考えますと、これは哲学のようなものかもしれませんから、一生、答えが見付からないかもしれません。でも、心ってなんなのか、そのことを、子どもたちと一緒に考えることだったら、私はできると思います。

私は学校で講演させていただく機会が多くありますが、小学生に対しても「心ってなんなのだろうね」という問い掛けをしています。子どもたちも、それまでにいろいろな感情を持って生きてきているはずで、楽しいこともあった、つらいこともあった、余りにも悲しくて涙をぼろぼろ流したこともあった。そんなことを、子どもたちと話しながら、自分にも、そう言えば、感情があったなということ思い出してもらいそうですね。そして、自分にあるこの感情、これは、どこで感じているんだろう、どこがその感情をキャッチしているのか考えると、おぼろげながらもかもしれませんけれども、なんとなく心の存在を感じてもらえるようなんです。

私たちは、目で肉体をはっきりと見ることができます。触ることもできるし、きちんと確認ができるんですね。でもそこにもう一つ、目には見えないけれど、色も付いてないし、香りも付いてないし、確認するのは難しいけれど、心がある。目に見える肉体、そしてもう一つ目に見えない心。肉体と心、二つがそろって一つの命なのではないか。私たち大人は、子どもと一緒に命について確認し合うことだったらできると思います。

そして、この心の存在をないがしろにし続けていると、被害者責任論というのが生まれてくるんですね。なぜかと言いますと、自殺する人は弱いんだとか、心が傷ついて死ぬ人は弱いんだ、などというふうに、被害者の弱さを浮き彫りにさせる、被害者側に責任があるという考えが浮かび上がってきます。

どうして被害者責任論が、今こんなに社会でまん延してしまったのか。思い当たることとしましては、

1 「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。広義では非営利団体のことを指し、狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のことを指す。日本では、特定非営利活動促進法（1998（平成10）年12月施行）により法人格を得た団体（特定非営利活動法人）のことを指す。

いじめの報道が過熱した時、もう朝昼晩と一日中いじめに関する報道ばかりやっつてることが時々ありますよね。最近の例で申しますと、滋賀県大津市のいじめ自殺事件<sup>2</sup>が挙げられます。事件が発覚した当初は、朝昼晩と一日中報道されていました。しかし、この事件も、今では全国ネットでは取り上げられないんですね。先週、あの裁判に関して画期的かつすばらしい判決<sup>3</sup>が出たのですが、私が住んでいる横浜の方では、余りニュース等で取り上げられていませんでした。ところが、関西圏では、ワイドショーなどで、15分やそれ以上の時間掛けて特集が組まれ報道されていたんですね。一時は全国ネットで繰り返し報道されていたものが、時間とともにどんどん収束していった。でも1年以上過ぎても、地元とその周辺では、継続的に報道されているというのは、逆にすごいなと思いました。特定の地域だけだけれども、報道し続けてくれているっていうのはすごいことだなと思って、私は今回驚いています。

このように、いじめに関する報道が連日ワイドショーやニュースなどで繰り返されると、様々なコメンテーターや司会の方が、いじめについての持論を展開されるんですね。その持論の内容が、かなり被害者責任論に偏っているわけです。私の手元に、いくつかメモしたものががあるので御紹介します。「自殺する人は弱い、訴える力が弱い」。いじめられるってつらいですよね。それをお家の人にも学校の先生にも言わない子は、訴える力が弱い子だって言うんです。本当にそうなのでしょうか。あと、「命の大切さを知らない」「想像力が欠けている」「卑怯者」「社会性がない」「親がちゃんと教育していない」、だから子どもは自殺するんだ、と言うんですね。また、「病気で死ぬ人もいるのに…」というコメント。この「病気で死ぬ人もいるのに…」については、結構多くの方の中に、何も疑いもなくずっと入ってくるようなんですね。でも、私が思うには、この言葉に何の疑いも持たないことこそ、心への暴力、肉体への暴力、肉体と心、この二つがそろって、一つの命なのだということが理解されていない方だと思います。肉体が傷付けば、最悪の場合死に至ります。怪我をして亡くなる方もいらっしゃいます。そして、病気で臓器が働かなくなって亡くなる方もいます。事故や怪我、病気等で亡くなった方は、最後まで精一杯頑張った命だったと、亡くなった後、褒めていただけます。ところが、自殺した子どもたち、自殺した人に対しては、弱い人だったんだよね、いじめられていたんだって、いじめられる側にも原因があるんだよね、なんていうふうに、亡くなった後もまたいろいろ、後ろ指を指されるようなことを言われてしまうんですね。そのために、自殺遺族は、その後、また頑張って立ち上がって、そうじゃないんですってなかなか言えない状況になり、落ち込んでいってしまう方が多いのです。

このように新聞やテレビ、ラジオなどの様々なメディアから被害者責任論が日々あふれ出てくる状況を見ていると、私は一つ心配していることがあるんです。学校でとてもつらいことがあって、いじめられていて、教室が危険な場所、学校が危険な場所になってしまい、通うことができなくなり、お家で引き籠っている子がいますよね。引き籠っている家の中で、ニュースを見て、いじめられる子が悪いんだよ、原因があるんだよ、弱いんだよと被害者責任論を言われ続けていたら、その子、もしかしたら、生きるか死ぬかギリギリの綱渡りしているわけですから、死の方向へとぼんと背中を押されてしまうんじゃないかなって心配しているんですね。

WHO<sup>4</sup>において、報道について警鐘を鳴らしている事例があるのですが、私は亡くなった子どもたちの写真をメディアで映し出すことや遺書を公開することなどが、次の自殺の誘発になるとはちょっと思えないんですね。被害者責任論、この感覚こそ、今苦しんでいる人を死に追い詰めてしまうよう

2 2011（平成23）10月11日に滋賀県大津市内の市立中学校の2年生（当時）の男子生徒が、いじめを苦に自宅で自殺するに至った事件。事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚、問題視され、大きく報道された。翌年には本事件が誘因となっていじめ防止対策推進法が国会で可決された。

3 自殺した男子生徒が在籍していた中学校が全生徒を対象に実施したいじめに関するアンケートの大部分を非開示としたことに対し精神的苦痛を受けたとして、生徒の父親が市に100万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大津地裁は2014（平成26）年1月14日、30万円の賠償を命じた判決。市側は「自殺原因を知りたいという遺族の痛切な心情を損なった」として責任を認めた。「いじめが自殺の原因」として市や加害者とされる生徒らに対する賠償を求めた訴訟は、現在も係争中。

4 World Health Organization（世界保健機関）：人間の健康を基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国連機関。1948年設立。本部はスイス・ジュネーブ。設立日である4月7日は、世界保健デーになっている。

な気がしてなりません。皆さん、ぜひ一度、自分が苦しい時、誰かに相談することを想像してみてください。

いじめられた時、最初のいきさつから逐一全部誰かに報告する人なんていませんよね。あれ、なんだろうとちょっと疑問に思って、ああやっぱりこれはいじめだと確認はできるのですが、その後、もういじめなんてやめてくれないかな、いい加減にしてくれないかというふうになってちょっと時間を置いちゃうんですね。そして、いよいよもうこれ以上我慢できないという状況になって、あの人だったら聞いてくれるんじゃないかなと目星を付けて信頼できる人に、実は私今ね、こんなことがあってね、つらいの、苦しいのと相談したとします。相談した時には既にかかなりの時間が経っていますから、心の傷は深まっているんですね。やっとの思いで人に相談した、にも関わらず、そのお友達から「でもあなたにも何か原因あるんじゃないの」と言われたとしたら、その時の思いを、イメージしてみてください。「あなたにも原因あるんじゃないの」、本当に厳しい言葉です。死へと追い詰めてしまう言葉かもしれません。

ところが、この被害者責任論、この言葉が学校の中でも、大人から子どもに対して投げ掛けられ、あとメディアの中でも氾濫しているわけです。私は今、心の存在をないがしろにしたことが、いじめを解決できない大きな原因じゃないかと言いました。

もう一つ、私は思い付くことがありました。それは、当法人で大人の皆さんに御協力いただいて、子どもたちを対象としたアンケートを実施しました。その結果を見ると、「やられたらやり返していい、やり返すぐらいの強さが大切だ」といったように、やり返すことをいじめの解決策として教えている大人が半数いました。半数の大人が子どもたちにやり返せと教えていました。私は、多くのいじめによる自殺遺族に直接お目に掛かっているいろいろな話を聞いたのですが、我が子がいじめ自殺で亡くした親御さんのほとんどがお子さんに対して「自分がされてつらかったことは、ほかのお友達にしちゃいけないことなんだよ、やり返しちゃだめだよ」と教えていました。「やり返しちゃだめだよ、自分がされてつらいことをほかのお友達にしちゃいけないことなんだよ」と、そう教わった子がその教えを守る中で、もし自殺へと追い詰められているとしたら、それは、何か一つのいじめの構図が見えてくるのではないのでしょうか。

「思いっきりやり返せば、やり返してこないよ、解決するよ」とお思いの方がいると思います。でも、思いっきりやり返されてしまった子どもは、悔しいです。悲しいです。つらいです。その悔しさは心の中に争いの種として残ってしまいます。この争いの種は時間とともに大きく成長してしまうことがあるんです。小学校の頃、思いっきりいじめられた、中学校になって体格も変わった、人間関係も変わった、あの時の恨み晴らしてやるということで、中学生になってから刑事事件を起こしてしまう。そして相手を殺してしまう、そんな事件が実際に起きているんです。やられたらやり返せ、世の大人たちの半数が子どもたちにこう教えている。でも、私は、全ての大人が子どもたちに「自分がされてつらいことはほかのお友達にしないようにしようね、やり返しちゃだめだよ」という、そんな教育をこの日本が徹底できたらな、というふうに思っています。

子どもたちは、いじめられてもなぜ友達や周囲の大人に相談をしないのでしょうか。その理由を、多くの子どもたちから聞きました。最も多いのが、大事にしたくない。その理由は、大人に相談して、問題を大きくされるくらいだったら、現状維持の方がまだまし、そんなふうに思っている子どもたちがほとんどでした。ほかにもいろいろな思いがあります。自分がいじめられているって知ったら、親は心配するだろうな、可哀想で相談できないな、そんな優しい心から言えない子もいます。親子の関係がとても良好で、仲が良くて、大好きだから言えない、そういった子も居ます。親子間のコミュニケーションが普段から取れていて、いつも話し合える親子関係だったら、なんでも話してくれるはず、そんなふうに誤解している大人もいると思います。でも、大好きだから言えない、親にだけは言えないんだよ、そう言った子どもがいました。

また、いじめをしている子どもたちも、実は様々な苦しみを抱えているんです。これも私ども（ジェントルハートプロジェクト）で実施したアンケート結果から分かりました。いじている子の約7割が、

自分もその時つらいことを抱えていたと回答しています。私たち大人は、いじめというのを知っているようで実は知らないことがいっぱいありました。子どもの言うことに耳を傾ける。そのためには、ぜひ、皆さんが子どもだった頃、大人に言われなくなかった言葉、そう言えば自分も相談してなかったかも、そんなことを思い出して、相談してくれた子どもに寄り添っていただけたらと思います。

**【横田】**

小森さん、ありがとうございました。御自身の大変悲しい体験、それを乗り越えて、私たちに大変貴重なメッセージをいくつかお伝えいただいたと思います。後ほど、また、ここで発言されたことについて、いろいろな形で議論を深めたいと思います。

**菅原 哲朗** (弁護士、日本体育協会国民体育大会委員会委員、  
国立スポーツ科学センター倫理審査委員)

**【横田】**

それでは次に菅原さんのお話をお伺いします。菅原さんは、スポーツと法という、法律の中でも珍しい分野の御専門の方です。しばらく前に日本でも大きな問題になりました、スポーツ界における体罰についてお話しいたします。体罰は教育訓練の一環だという言い方もされてきましたが、他方でこれは暴力、虐待であるということ、全体としてはそれをやめようという方向に動いております。しかし、その実態はどうなっているのかということについて、恐らく、菅原さんは私たち以上に見識を持っておられると思いますので、お話をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**【菅原】**

※パネリストの御要望により、レジュメを基調報告の内容に代えさせていただきます。

——体罰・暴力行為の根絶をめざしたスポーツ指導について——

菅原 哲朗

弁護士、キーストン法律事務所代表、日本スポーツ法学会元会長

**第1 現代における「スポーツ権」を取り巻く問題点**

**1 スポーツ基本法が定める基本的人権たるスポーツ権**

2011(平成23)年8月24日施行されたスポーツ基本法(平成23年法律第78号)は、前文で「スポーツは、世界共通の人類の文化である。スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養<sup>5</sup>等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。



菅原哲朗さん

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。」とスポーツ文化の中で基本的人権である「スポーツ権」の重要性を定める。<sup>6</sup>

5 かんよう：水が自然にしみこむように、少しずつ養い育てること。

6 スポーツ振興法を全面改正して、スポーツ基本法が2011年6月17日に成立し、8月24日に施行された。

スポーツ基本法の概要は次のとおりである。

(第1章 総則)

スポーツ基本法は、スポーツに関する基本理念と国及び地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力等を明らかにし、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう推進されなければならないこと等、スポーツに関する8つの基本理念と、国及び地方公

時流は現代スポーツ界に透明性・健全性を求めており、弁護士は「法の支配」を貫徹すべく、スポーツ選手の人権擁護のために新聞記者やアンチ・ドーピングの専門医等との連携がますます重要な時代になっている。

暴力根絶問題は、いまだ着手されただけである。日本の体育そして競技スポーツ界が暴力問題を根絶した時こそ、日本のスポーツ界がガバナンス整備の初期の段階を越えて、進むことのできるべきであり、スポーツ先進国たる欧米諸国に追い付くべく法的整備と個人の遵法意識の確立に向けて邁進しなければならない。

## 2 欧州スポーツ法の調査と法の支配

スポーツの世界には、フェアプレイの精神、スポーツマンシップ、健全な心は健全な肉体に宿るなど、人々の心に美しく響く言葉がある。「体育・スポーツの実践は、全ての人間にとって基本的人権である。」(1978年10月：ユネスコ第10回総会：体育・スポーツ国際憲章第1条)と定められた。

2013(平成25)年5月、日本弁護士連合会の欧州スポーツ法調査研究視察団は、英国・オランダ・ベルギー・フランスの4か国を歴訪し、スポーツ法を専門とする学者や弁護士さらにはオリンピック委員・非営利スポーツ団体の役員・関係者から欧州スポーツ界の様々な現状を聴取し、「スポーツにおけるガバナンス(組織の統治)」が欧州において重要な要素としてスポーツ法の骨格を形成している事実を正に肌で知り、帰国した。

2013(平成25)年5月28日、オランダ(首都アムステルダム)から英国(首都ロンドン)に戻る際、英国ヒースロー空港の出入国検査官が私が記載した入国申告書の職業欄の弁護士表示を見て、どの様な種類の専門業務をしているか尋ねてきた。

専門は「スポーツ法」だと話すと若い女性の公務員は眼を輝かせ「すごい、私も学んだ」と質問よりも自分の経歴を言い始めた。つまり英国では法律科目の一つに「スポーツ法」が一般法と同じく普及し、現代のスポーツ文化の発展とともに将来ますます期待される先進的な法分野だという一つの事実を示唆している。

スポーツ法に関わる様々な問題に関して、「法の支配」という言葉をスポーツ人が聞くと、一瞬難しいと見構えるが、内容は「自由と正義」の貫徹であり、よく知るフェアプレイの精神やスポーツマンシップと同様に理解して良い。基本はスポーツ界のトラブル紛争を身内のなれ合いではなく、適正な法的手続(デュープロセス)に従い解決される道筋なのである。

## 3 スポーツ法におけるガバナンス

ガバナンス(governance)とは組織における意思決定、執行、監督に関わる経営管理システムの共同団体の責務、スポーツ団体の努力等について定め、政府による法制上、財政上又は税制上の措置を講じなければならないとした。

(第2章 スポーツ基本計画等)

文部科学大臣に、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならないこととし、教育委員会に地方スポーツ推進計画を定めるよう強めるものとした。

(第3章 基本的施策)

国及び地方公共団体に対し、指導者等の育成等、スポーツ施設の整備等とスポーツ事故の防止と国に対して紛争の迅速解決と科学研究の推進等の施策を、学校設置者に対してスポーツ利用に供することなどを、義務づけた(努力義務)。

(第4章 スポーツの推進に係る体制の整備)

政府、都道府県及び市町村、教育委員会におけるスポーツ推進のための体制の整備を構築した。

(第5章 国の補助等)

国は地方公共団体、学校法人又はスポーツ団体に対し、地方公共団体はスポーツ団体に対し、スポーツの振興のための事業に要する経費の一部を補助することができることとした。

とで、「統治」「組織の統治」「統治能力」などの訳文がある。

スポーツ基本法第5条（スポーツ団体の努力）第2項は「スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。」とし、同第3項で「スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。」と定める。

弁護士感覚からすると「コンプライアンス（法令遵守）」と「ガバナンス（組織の統治）」は表裏一体だ。組織はビジネス企業でも、公益・一般財団法人や社団法人、音楽・芸術文化団体、スポーツ競技団体でも社会的な責任を果たし、健全な組織を維持する基本は同じといえる。

建築物に例えてみれば、ガバナンスは鉄筋コンクリート造の堅固な建物の骨格で、鉄筋がない手抜き工事なら建築物は軽度の地震で簡単に瓦解する。

もとよりコンプライアンスの重要性はいうまでもないが、法は最低レベルのモラルにすぎない。法は裁判規範であるとともに行為規範でもある。身体に例えてみても、ガバナンスという骨格が弱ければ、頭のコンプライアンス意識も希薄となる。

ガバナンスのない組織内部には公金不正請求・背任横領事件・賭博事件・大麻事件・暴力事件・セクハラ・パワハラなど犯罪行為・法令違反・社会的非難を受ける不祥事が必然的に生じる。

暴力行為はスポーツに名を借りても個人の基本的人権を侵害するもので、違法として法的処罰の対象となる。スポーツ界は市民社会の枠の中に存する以上、法の支配は当然の前提なのである。スポーツ界内部のルール・定款・規約などに守られた組織原則が選手個人の基本的人権を侵害することは許されない。

ドーピングによって得られた勝利がフェアな勝利ではないという認識は、いまや世界共通の認識であり、そのような認識に基づいて、スポーツ界がアンチ・ドーピング活動に全世界的に取り組んでいることはいうまでもない。これと同じように、体罰・暴力によって得られた勝利は、フェアな勝利ではなく、真の勝利ではないということを、スポーツ界が強く認識する必要があるものとする。

#### 4 子どもが安全・安心となるスポーツ環境の構築

(1) スポーツ活動において思わぬ事故やケガを防ぐリスクマネジメントはヒューマン（ひと）・ハード（用具・施設）・ソフト（プログラム）の三つの視点から考えるべきである。

つまり、安全管理システムを構築するには安全配慮義務を考えねばならない。スポーツがいつ、どこで、誰が、どのような、5W1H<sup>7</sup>での「スポーツ環境条件」でなされたのか、常に考察されることになる。

それとともに、ハード・ソフト・ヒューマン（スポーツ施設・スポーツプログラム・スポーツ人）の観点から、事故が生じたのはスポーツの準備段階、試合などの実施段階、終わった後の段階かの時差別の条件、初心者、体育の授業か、プロ選手の試合か、など教育条件、職業条件も含めたスポーツ主体の条件等が、過失責任を判定するときに考慮される要素となる。

スポーツ活動とかかわりをもつ施設・用具、方法、人について安全指導・安全管理を十分に尽くすことが重要である。この安全に関する環境づくりは、選手の自己管理も含めて、常に配慮することが大切なのである。

(2) スポーツ基本法は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と

7 When（いつ）、Where（どこで）、Who（だれが）、What（なにを）、Why（なぜ）、How（どのように）」という6つの要素をまとめた、情報伝達のポイントのこと。元々は新聞記事を書く際の原則で、5W1Hに沿って整理し、5W1Hにあたる内容を相手に伝えるようにすると、情報を分かりやすく、もれなく伝達することができる。

位置付け、基本理念を定めた第2条1項は「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」と定めた。

スポーツに参加するもの同士には特別な信頼関係があり、競技中多少のケガが生じて、プロ野球チーム乱れての殴り合いの暴力行為がテレビで報道されても、法がスポーツの世界に介入しない。つまり、「スポーツの世界は固有のルールを持つ私的自治に任され、公序良俗に反しない限り、国家法は介入しないのを原則とする」という理由だ。

他方、日本のスポーツ界は、まだまだ監督・コーチと選手が先輩後輩という「文句の言えない」「泣き寝入り」等暗黙のルールで身分の上下を規律する非近代的な封建的残滓をもつ体質といわれる。大人が子どもにスポーツ指導をなす際にも大人社会の暗黙のルールは同様だ。

今、日本のスポーツ界は、殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、様々な不正や暴力行為が生じ、学校体育や競技スポーツ団体がスポーツの価値を否定し、基本的人権たるスポーツ権を侵害する事態が生じている。

いわば大地震・津波のような暴言・暴力に対する批判が日本スポーツ界を覆ったといえよう。正に現代ではスポーツにおけるフェアなかつ民主的な手続きを求めるガバナンス（組織の統治）が問題となっている。

## 第2 暴力根絶への社会運動とスポーツ界の対応

### 1 スポーツと倫理

公益財団法人日本体育協会は今から7年前の2004（平成16）年4月1日「財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を制定した。

スポーツ指導の際に問題解決の手段として暴力や脅迫的な言動を厳に戒める。親しみの表現であっても、個人によって受け止め方が異なり、安易に性的言動、表現を行うことを厳に戒める。上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に、人道的に反する行為を強要しないこと。補助金の不適切な会計処理や横領など金銭管理に関する健全化等々、留意すべき点を指摘し、倫理や社会規範に関する意識の啓発と問題の発生を未然に防ぐために「倫理に関するガイドライン」がまとめられた。

もとより、スポーツ指導者は指導に当たりスポーツ参加者の名誉を尊重して個々のプライバシーを配慮しなければならないことは当然である。

一般的にスポーツに関わる全ての人々の自由かつ平等な人間関係を形成しなければならない。しかし、往々にして当たり前の感覚として、スポーツ指導者は権威的に選手との間に主従関係を作り勝ちである。それゆえ、暴力・セクシュアル・ハラスメント・地位利用など不適切な言動を防止するため自覚的な意識改革が求められている。

### 2 暴力と体罰のマスコミ報道

今、スポーツ体罰事件がマスコミに次々報道され、さらには競技スポーツ団体内部の関係者による助成金流用事件など、日本のスポーツ界を形成する役員・コーチを含め団体組織にガバナンス問題が生じていることが明らかになってきた。

契機は、2012（平成24）年大阪桜宮高等学校における運動部活動の現場で、指導教師によって暴力を受けたバスケットボール部主将の高校生が自殺する痛ましい事件が起こった。

また、女子柔道における15名のトップアスリート選手への指導者による暴力行為が顕在化した。

その後、学校におけるスポーツ体罰事件が次々マスコミに報道され教育界・スポーツ界における暴

力行為が大きな社会問題として世間の大きな注目を集め、日本のスポーツ界から暴力行為を根絶しなければスポーツ界は国民の支持を得られないという社会運動が生じている。

スポーツ界を震撼させた柔道日本代表女子選手に対する暴力・パワー・ハラスメント問題で、暴行した警察官たる園田隆二巡査部長（元柔道全日本女子代表監督）に対し所属先の警視庁は懲戒処分より軽い内規に基づく警務部長の訓戒として、暴行罪の立件を見送る方針にしたと報道された（朝日新聞2013-4-27）。

その理由は、暴言・暴行行為が「合宿で練習態度が消極的だと5選手に対しほうきの柄で尻をたたき、世界大会に負けた20代の選手を平手打ちにした、『消えろ』『家畜じゃないんだから自分で動け』等暴言を吐いた」行為であること、人事課の調査によると「痛みや恐怖で成長させる指導方法は道から外れていた」と反省していること、被害者側15名の女子選手が代理人弁護士を通じて刑事事件を現在では望まないこと等から人事課は指導の一環として指導の行き過ぎの行為と考慮し、暴力・パワー・ハラスメントとして立件せず先例に基づく警察組織の内部処置だという。

法律実務家の判断としては、暴行した警察官として立件可能な事件で、警視庁が検察庁に送検する必要もない軽微なものと裁量できるか、世間の動向から同意できない判断である。

他方、新聞・テレビで報道された通り、学校教育の場で本来生徒の生命・身体の安全を配慮する義務を負う教師が、生徒の生命・身体を脅かす体罰事件が後を絶たない。その背景には鉄拳制裁やビンタが「教育への熱意の余り」「多少の厳しさも必要」といった体罰容認の雰囲気があるからだ。

大阪市立桜宮高校の体罰自殺が社会問題化してから教員や学校の自主申告が増え「2012年4月から2013年1月までの全国公立小中高校・特別支援学校における体罰をした教員は合計840人」に及び「バカ・死ねの暴言、グラウンド10周命令のしごき、顔の平手打ち・頭突き・足蹴りなど体罰行為」は様々生じ「体罰教員の数2011年度の2.1倍で、840人のうち懲戒処分が84人、免職2人」と文部科学省の中間調査結果を報道した（朝日新聞2013-4-27）。

学校教師は学校教育法（昭和22年3月31日）第11条（学校生徒等の懲戒）で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定める。

しつけの一環としての懲戒と、体罰との区別の判断は微妙だが、「よい体罰、悪い体罰」はない。いくら教師に愛情・熱意があっても体罰は故意の刑法犯である。有形力の行使である暴行行為は法律で禁じられている以上、未成年者の親権者父母の承諾でも違法性を阻却しない。

### 3 今スポーツ現場からの改革が進む

スポーツ法からの視点は、スポーツにそもそも「体罰」という言葉はなく刑法の該当する「暴力」という言葉のみだ。

このような暴力行為問題全体を競技スポーツ団体の「スポーツガバナンス」として把握し、組織の土台から改革すべき観点から正しい解決を導く必要がある。

中学・高校の教育現場で生じる「指導の行き過ぎ」たる学校体育や部活動体罰事件と金メダルへの「勝利至上主義」を目指すトップアスリート指導の競技スポーツ現場の暴行事件とは場面が全く異なり「質が違う」という点だ。

ここでの問題は、過去スポーツ界において暴力行為が存在することが周知の事実であり、十分に認識しながら、多くの競技スポーツ団体では、何ら対策をとってこなかった、という事実である

まずは暴力問題を解決するため競技スポーツ団体は暴力排除宣言で意思表明をなし、さらに声なき声を把握するため解決の糸口を見いだすべく実態調査をする努力すらなかったというのが日本スポーツ界の現状であった。

2013（平成25）年4月25日、日本青年館で「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」が開催され、日体協、JOCなど5団体により「暴力行為根絶宣言」が採択された。

宣言文は「私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。」と唱う。

この暴力行為根絶宣言に従い、各競技スポーツ団体においては、暴力など不正実態調査や、被害者から安心できる窓口の設置、暴力行為の有無を調査すべく公の第三者機関の設置、暴力根絶に向けての啓発活動が行われなければならない。

グッド・ガバナンスを作り上げる主体は、スポーツ界に活動している内部の人々、外部の利害関係人である。単にスポーツ人の個人的な間違った性格といった「小さな個別問題への対応」ではなく、競技スポーツ団体制度、組織、慣行あるいはコンプライアンス（遵法意識）など、「大きな組織の体質の根幹」を改革しなければ解決ができない。

### 第3 暴言・体罰・セクハラ・パワハラなどの判例

#### 1 スポーツ体罰について

##### (1) 暴力行為の違法性

暴力行為はスポーツに名を借りても個人の基本的な人権を侵害するもので、違法として法的処罰の対象となる。

スポーツ指導者がスポーツ活動の結果、誤って人身事故を起こした場合、刑罰的には過失犯、つまり過失傷害罪、過失致死罪、業務上過失致死傷罪となる。

しかし暴力や体罰による事件は、故意犯として暴行罪または傷害罪と刑が重いのである。

民事上の損害賠償では、体罰を行ったスポーツ指導者に不法行為責任（民法709条）、使用者がいる場合には使用者責任（民法715条）が発生し使用者も損害賠償責任を負う。<sup>8</sup>

#### 8 刑法：

##### (過失犯)

- ・ 過失傷害罪・刑法第209条「過失により人を傷害した者は、30万円以下の罰金又は科料に処する。」
- ・ 過失致死罪・刑法第210条「過失により人を死亡させた者は、50万円以下の罰金に処する。」
- ・ 業務上過失致死傷罪・刑法第211条「業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。」

##### (故意犯)

- ・ 暴行罪・刑法第208条「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」
- ・ 傷害罪・刑法第204条「人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」
- ・ 傷害致死罪・刑法第205条「身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、3年以上の有期徒刑に処する。」

#### 民法：

- ・ 民法709条（不法行為による損害賠償）

「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」

- ・ 民法715条（使用者等の責任）

「1 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。」

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前2項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。」

- ・ 民法415条（債務不履行による損害賠償）

「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。」

## (2) 懲戒権の内容

法的には、父母は親権者として「必要な範囲内で、自ら子を懲戒できる」（民法822条）と規定する。また学校教師は学校教育法（昭和22年3月31日）第11条（学校生徒等の懲戒）で「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒、及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と定め、体罰ではない懲戒は、間違いを正すため叱ったり、強く注意したり、教室内に立たせる等の事実行為たる懲戒は心身の発達が未成熟な少年たちを、教化育成するために法律によって許されている。

法務省法務調査意見（昭和23年12月12日）は体罰に該当する具体例について「懲戒の内容が身体的性質のものをいい、例えば殴る、蹴るのような身体に対する直接の侵害を内容とするものはもちろん、端座、直立、居残りをさせることも、疲労、空腹その他肉体的苦痛を与えるような懲戒」を挙げている。

## (3) スポーツ指導契約

スポーツ指導者の場合、「スポーツ指導契約」の合意の一つとして、保護者たる法定代理人親権者父母から、スポーツ指導に必要な範囲で少年たちを懲戒することの了承を得ていれば懲戒は許される。ただし、この場合でも「体罰」は許されない。なぜなら体罰とは少年に対して「生の暴力」で行われ、明らかに懲戒を越えて肉体的苦痛を与えるものであり、体罰をもって少年に恐怖心を与え規律に従わせるという、正に非教育的な行為だからである。

しかも、体罰が法律要件で許容されていない結果、例え両親との契約で許されていても親権の乱用である。体罰の範囲や程度が個々の少年スポーツ指導者の自由裁量とすれば、例えばハードトレーニングがシゴキとなり感情も込められて傷害の可能性は極めて高く、どんなに注意しても身体事故は不可避となる。

## 2 参考判例……体罰について

判例は体罰に関して厳しい判断を下してきている。

## ① 福岡高裁平成8年6月25日（判例タイムズ921号297頁）

私立大学附属女子高校において、生徒が必要なく教室にいたため教諭が教室から出そうとした際に、スカート丈が校則違反となっていることに気付き、これを注意したところ、口答えをしたことから、生徒の肩付近を2回連続して力を込めて突き、さらに右側頭部付近を突き上げるなどの暴行を加えたことによって生徒を傍らのコンクリート柱等に激突させ、その結果生徒を死亡させた事件で、判決は傷害致死罪により懲役2年の有罪判決を下した（控訴審でも維持）。

弁護人は、執行猶予付き判決を求めたが、裁判所は、被告人が危険の大きい場所で怒りの余り我を忘れて手加減を加えず、いきなり強い暴行を加えたこと、被告人は、日頃から体罰禁止は建前にすぎないと思って安易に力に頼る指導をしており、本件においても激怒に駆られて短絡的に暴行を加えたこと、動機は専ら「私的な怒りの感情」に基づくこと、本件の結果が重大であること、本件が社会に与えた衝撃が大きいことなどの理由をあげ、被告人を懲役二年の実刑に処した（求刑懲役三年）。

裁判所は「学校教育法11条がただし書で体罰を禁止しているのは、体罰がとかく感情的行為と区別し難い一面を具有している上、それらを加えられる者の人格の尊厳を著しく傷付け、相互の信頼と尊敬を基調とする教育の根本理念と背馳しその自己否定につながるおそれがあるからであって、問題生徒の数が増え問題性もより深化して教師の指導がますます困難の度を加えつつある原状を前提としても、その趣旨は学校教育の現場においてなによりも尊重、遵守されなければならないことはいうまでもない。ましてや、生徒が反抗的態度を取ったからと言って、教師が感情的になって暴行を振るうことは厳に戒められるべきことである。」と体罰禁止の意味づけを述べている。

- ② 鹿児島地裁平成2年12月25日判決（判例時報1395号124頁）は「ところで鹿児島市においては、傷害が発生しないにせよ、本件体罰に近い程度の体罰がしばしば行われ……学校関係者や保護者の一部で、やむおえないこととしていわば容認されていることは、公知の事実ともいえることを考慮すると……原告の精神的打撃を些少に見るべきではない。」と体罰を生み出す社会構造を指摘する。
- ③ 千葉地裁昭和55年3月31日（判例時報1112号58頁）は、千葉県立高校一年の女子生徒が「必殺宙ぶらりん」と称する懲戒懸垂で落下負傷した事件で、損害賠償請求は認容したが「教師が生徒に傷害を与える意思で懸垂をさせたのではない」「ことさら長時間にわたって生徒らに懸垂したままの状態を保持させようとはしていない」として体罰は否定した。しかし、損害賠償が認められたのは体罰はないとしても「体育授業の本来の目的から外れるものであるから、それを行う必要がある、その方法が通常行われているもの（例えば運動場内のマラソン、うさぎ跳び、正座など）にして社会通念上相当にして、かつ危険を伴わないことを要する」と裁判官は判断し、懲戒の限度を越えた違法性があると認定したからである。
- ④ 鹿児島地裁平成24年1月12日判決  
 高校サッカー部の寮監が、1年生キャプテンに対して、他の1年生部員の数名が寮に帰らず寄り道をしたことを理由に腹や胸のあたりを5～6回蹴り付け、またノートを提出せず顔を洗わず朝食会場に来た1年生がいるということで他の生徒の代表と称して1年生キャプテンの顔を濡れタオルで数回はたき、練習の際にミスをしたことからグラウンドから出るように命じたが、これに応じないと外へ連れ出し、お菓子を投げ付け、下半身を10回以上蹴り続けた各行為について、裁判所は体罰に該当し、故意による不法行為であるとして、165万円の損害賠償を認めた。
- ⑤ 県立高校陸上部の顧問教諭の体罰女子高校生が自殺・岐阜地方裁判所平成5年9月6日判決（判タ851号170頁）  
 X1とX2の子Aは、昭和58年4月、Y1の設置する県立高校に入学し、陸上競技部に所属して、保健体育担当教諭Y2の指導の下に毎日やり投げの練習に励み、県高校選手権大会で優勝するなどして活躍していた。  
 昭和60年3月23日早朝、Y2の過酷な練習、暴力・暴言等に耐えかね、自宅の自分の部屋で首をつって自殺するに至った。  
**【判決の概要】** 精神的損害に対する慰謝料として300万円を支払うよう命ずる。  
 教諭Y2がAさんの頭部を竹の棒で数回殴打したこと、やりで頭部を腫れるほど殴打したこと、顔を殴打し大腿部を強く蹴ったことなどは、明らかに違法な体罰である。長時間土下座ないし起立させたまま行った説諭は違法な身体的拘束であるほか、侮辱的発言も違法な行為に該当するとして、高校設置管理者Y1の国家賠償責任を肯定した。  
 しかし、本判決は、高校陸上部の指導教諭の生徒に対する体罰等について学校側の損害賠償責任を認めたが、右体罰と生徒の自殺との因果関係を否定し、また教諭Y2については公務員個人の責任は問えないとし、その損害賠償責任を否定した。
- ⑥ 私立高校野球部監督の暴行・強要罪（懲役1年6月・執行猶予3年）・岡山地方裁判所倉敷支部判決平成19年3月23日（裁判所HP引用）  
 野球部監督Xは部員間の暴力事件や掃除を怠ける部員に対し生活指導と称して部員2名の顔面を手拳で殴打した。野球部監督Xの指示に従わないとして、部員11名を全裸でランニングさせるなど強要した。  
**【判決の概要】** 野球部監督Xを暴行罪と強要罪として懲役1年6月、執行猶予3年の有罪判決を下した。学校という限られた社会の体罰で、野球部監督の暴行は教育的活動として節度を有しておらず、父母の賛同を得られない行き過ぎた行為で学校教育法の禁止する体罰であること。全裸ランニングは

黙示の脅迫により、部員の畏怖状態で敢行され、生徒に嫌悪感を与え、尊厳を傷付けた。部員や父母の同意を到底得られない義務なき行為をなしたことは明らか、と判断した。

⑦ 最高裁平成21年4月28日第3小法廷判決（判例タイムズ1299号124頁）

公立小学校の教員が、悪ふざけをした2年生の男子を追い掛けて捕まえ、その胸元を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った行為は、男子が、休み時間に、通り掛かった女子数人を蹴った上、これを注意した上記教員のでん部付近を2回にわたって蹴って逃げ出したことから、このような悪ふざけをしないように指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として肉体的苦痛を与えるために行われたものではないなど判示の事情の下においては、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条但書にいう体罰に該当せず、国家賠償法上違法とはいえないと判示した。

本判決は、一般的にこの程度までは体罰ではないとした裁判例ではないと解されるので、一般化して理解しないことが重要である。

### 3 ハラスメント（セクハラ・パワハラ）

(1) 1997年9月12日より14日まで神奈川県立伊勢原射撃場での、クレー射撃競技国体リハーサル大会で起こった事件について、テレビ及び新聞各紙は補助員として参加した県立伊勢原高校の女子生徒が一部の選手や役員から淫らな言葉を掛けられるなどセクハラ行為を受けていたことを報じた。さらに、2年後の1999年10月の熊本国体で、日本クレー射撃協会の競技役員二人が手伝いの女子中学生に「胸が大きい」などと言ったり、体を触ったりした問題により、2000年1月7日に理事20名全員が辞任した。

(2) モラルの欠如と法的責任

いままで泣き寝入りで表沙汰にならなかったが、最近のスポーツ界において問題視されているのが、セクシュアル・ハラスメントと言われる男性スポーツ指導者による女子選手や女性指導者への性的モラルの欠如である。

通常セクシュアル・ハラスメントとは、相手の意に反する執拗な性的な言動と言われ、「相手を不快にさせる性的な言動により、スポーツに携わる環境や、日常生活を送る環境を悪化させることをいう」と定義される。

セクシュアル・ハラスメントは、その行為態様によって、刑法上の強姦罪、強制わいせつ罪、痴漢行為等に該当する。

民事上は、性的自由ないし性的自己決定権等の人格権を侵害するものとして違法となり不法行為に該当し（最判平成11年7月16日労働判例767号14頁，（原審）名古屋高判平成8年10月30日判例タイムズ950号193頁）、損害賠償請求権を発生させる。

この場合、加害者に不法行為責任（民法709条）が生じるのはもちろんであるが、その使用者がいる場合には使用者責任（民法715条）が成立し、被害者との間に雇用等の関係があるときは債務不履行責任（民法415条）が成立し、使用者にも損害賠償責任が発生する。

(3) 商業スポーツ施設など企業における雇用契約関係であれば、平成11年4月1日改正施行された、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）第21条（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮）が、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。」とセクシュアル・ハラスメントの防止義務を

定め、違反行為は裁判沙汰に発展する事態というのが一般常識である。

従って、企業はセクシュアル・ハラスメントが生じないようにする配慮義務があり、もし上司と部下が仕事に関連してセクシュアル・ハラスメントが発生したときは、使用者責任が追求され、複数の加害者がいるときは共同不法行為責任が問われる。

労働法の観点からは、加害者に対する懲戒処分事案（解雇、降級・降格、配置転換、戒告）となる。

#### 4 参考判例・・・セクハラ・パワハラについて

- ① 東京地裁平成12年3月10日（判例時報1734号140頁）は会社代表者から入社以来長期間にわたり性的嫌がらせを受け、不当に解雇された事件で、不法行為たる強姦未遂行為により心的外傷ストレス障害となったことを考慮して慰謝料を180万円と算定した。
- ② 千葉地裁松戸支部平成12年8月10日（判例時報1734号82頁）は市議会で男性議員が女性議員に「男いらず」と呼び掛けた行為が、議員として保持すべき品位を欠いた女性蔑視の侮辱的な発言であり、女性議員の人格権、名誉を侵害した不法行為となること。男性議員の発行する情報誌の記事に「オトコいらず」と記載し不特定多数に配布する行為は名誉毀損・人格権侵害として執拗さ・害意の強いセクシュアル・ハラスメントに該当し、金40万円の損害賠償を認容した。
- ③ 仙台高裁平成13年3月29日（判例時報1800号47頁）は大学の女子職員が大学教授から性的嫌がらせを受けたことは不法行為（民法709条）に該当するとして慰謝料200万円を認容した。  
裁判所は大学教授の合意に基づく性的関係との抗弁に対し、「被控訴人（女子職員）が控訴人（大学教授）を信頼し、また、その指示・要求に従わざるを得ない立場にあるのを不当に利用して本件行為に及んだものというべきであって、その行為は非難されなければならない。」と判断し、控訴人（大学教授）の行為は「意に反する性的行為ないし性的関係を強要したものである」と認め、右行為は被控訴人の性的自由を侵害するものとして不法行為に当たる」と認めた。  
ただし、女子職員の慰謝料請求金1000万円を第一審は600万円と認容したが、控訴審が200万円に減額する理由として、「被控訴人（女子職員）の行動も無警戒にすぎ、本件現場においても、被控訴人が控訴人の要求を断固として拒否する態度に出たならば本件行為にまで至らなかった」と指摘した。
- ④ 宮崎地裁平成22年2月5日（判例タイムズ1339号97頁）  
公立中学校の教員が陸上部女子生徒にセクハラをしたことにより懲戒免職処分になったことに対して、その取消を求めた事案で、裁判所は、女子生徒にキスをした行為（3回）などの事実を認め、懲戒免職処分を相当として取消を認めなかった。
- ⑤ 鹿児島地裁平成24年2月15日判決  
市立中学校に通っていた被害者が、校長から、わいせつ行為をされたことにより、多大な精神的苦痛を受け心的外傷後ストレス障害を発症したと認め、約67万円の損害賠償を市に命じた事案である。

#### 第4 ガバナンスに対する弁護士の役割

##### 1 ガバナンスと国際規格ISO26000

民間の非政府組織である国際標準化機構（ISO・本部ジュネーブ）から国際社会で求められる組織の

社会的責任についてガイドラインISO26000が2010年11月1日に発行した。

ISO26000は、従前の第三者認証規格と異なり、ガイダンス文書（手引書）である。異なる文化・価値観、歴史・慣習などの違いを越えて、営利・非営利を問わず組織及び社会がますます強く求めてきている社会的に責任のある方法に関して、組織規模の大小または存在する国・地域に関係なく、ビジネス企業だけでなくあらゆる種類の組織が適正かつ健全な運営を行うため取り組むべき必要のある課題は何かを、世界的な共通理解として「社会的責任規格」を提示している。

例えば、根本部分である「第4章 社会的責任の原則」では、次の7つの基本的な社会的責任の原則について示している。

- ①説明責任 ②透明性 ③倫理的な行動 ④ステークホルダーの利害の尊重 ⑤法の支配の尊重
- ⑥国際行動規範の尊重 ⑦人権の尊重

また、アクション部分である「第6章 社会的責任の中核主題に関する手引」では、次の7つの社会的責任に関連する中核主題、およびその課題について示している。

- ①組織統治 ②人権 ③労働慣行 ④環境 ⑤公正な事業慣行 ⑥消費者課題
- ⑦コミュニティ参画および開発

つまり、上記の「社会的責任規格」の各要因を参考にして、持続可能な発展を目指すスポーツ競技団体の各種活動が、市民社会からかけ離れて独善的なものになっていないか、国際的なスポーツ競技団体であれば、世界的な視野を踏まえて偏りや欠陥がないか等を組織の現状を検証し、取り組むべき緊急課題が明確になるのである。

キーポイントは、組織の行動様式に係る3原則（説明責任、透明性、倫理的な行動）とともに、法規範の尊重に関する3原則（法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）が重要で、ISO26000が、法令遵守が組織の社会的責任の土台部分であるとの認識に立ち、組織が法令遵守を超える活動に着手することを奨励することを意図している点である。

ガバナンスに関して言えば、「①組織統治」は7つの中核主題の一つだが、組織が他の中核主題に取り組む際の土台部分であるという、ガバナンスの特殊な性格が強調されていることである。

例えば、スポーツ競技団体が社会的責任に対処するために効率的・効果的な組織統治は、社会的責任の7つの原則に基づいたもので、特にリーダーシップは効率的・効果的な組織統治に不可欠であり、さらに組織の健全化にとって「デューディリジェンス（Due Diligence・投資リスク調査）」が不可欠である。

## 2 スポーツガバナンスを確保する第三者独立委員会の設置

### (1) 大相撲におけるスポーツガバナンス

大相撲の野球賭博事件など一連の不祥事を受けて、2010年7月10日、財団法人日本相撲協会は組織の改革を目的とした弁護士を含む外部11名の有識者による「ガバナンスの整備に関する第三者独立委員会」を設置した。

### (2) 国民体育大会におけるスポーツガバナンス

公益財団法人日本体育協会は2010年9月14日、第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」に山口県からエントリーした成年選手が山口県に住民票を登録しただけで居住実態がない可能性があるとの外部指摘を受け、国体の参加資格を調査するために弁護士7名による第三者委員会を設置した。

国体の参加規定は、成年選手は、①居住地を示す現住所、②勤務先、③ふるさと選手制度が定める出身地、のいずれかがある都道府県から選手として出場できると定めているが、山口県の複数選手に「県での居住実態がない」とする資格違反の疑いが出たもので、これまで日体協は参加資格に

対して柔軟に対応してきたが、参加規定の解釈の相違が限界に達した可能性もあり、第三者委員会は弁護士7名で構成し、日体協の組織規定に従い「聴聞会」として組織された。

(3) 組織を巡る諸問題は、スポーツ競技団体に共通している。

相撲及び国民体育大会の問題だけでなく、他の様々なスポーツ団体などでも不祥事が発生してきたように、ガバナンスが欠落した公の組織内部には公金不正請求・背任横領事件・賭博事件・大麻事件・暴力事件・セクハラ・パワハラなど犯罪行為・法令違反・社会的非難を受ける不祥事が必然的に生じることを念頭におくべきである。

通常、ガバナンス機能不全に陥ったスポーツ組織の膿を出すには、当該団体自身が不祥事の原因など実態を解明し、自助努力で再発防止の抜本的な対策を講ずることはもちろんであろう。

しかし、大きくマスコミ報道された事件では、身内のみの調査・対策では到底世間の信頼を得るのが困難で、ファンに支援され、歴史と伝統ある国技大相撲が健全な組織に生まれ変わるために第三者による独立委員会の積極的な意義がある。

### 3 第三者委員会における弁護士の役割

第三者委員会は、不祥事を生じさせた者の法的責任を訴求する組織ではない。また、依頼する組織団体から独立し、中立かつ公正の立場を貫き、現在の組織経営者に例え不利な事実であっても公表し、ステークホルダー（利害関係人）のために調査・提言をなすが、もとより法的強制力を持たない組織である。

つまり、弁護士の論争場所として定められた裁判所における地位保全の仮処分・損害賠償訴訟やADRたるスポーツ仲裁機構のスポーツ紛争と異なり、法的強制力を持たない第三者委員会の発信はマスコミを通じた世論やステークホルダーに対する提言だ。

最終的に不祥事を引き起こした現在の組織経営者自身のためではなく、ステークホルダーさらには世論一般に向けて事実を調査・公表し、根本から不祥事の原因を排除して、スポーツ団体を健全化させて未来への存続と信頼回復の理解を得ることにある。

サッカーの熱狂的なサポーター（イングランドのフーリガンも然り）・野球の私設応援団を出すまでもなく、それぞれの国の国民性にもよるがテレビで観戦する各種スポーツファンの熱き思いや期待は様々で、全員一致の理解を得ることは不可能だ、という認識に立ちつつ、弁護士としては他分野の専門家たる有識者と協力しつつ、より良き組織再建築を探ることになる。

今後、司法の担い手たる弁護士の活動領域は裁判所における地位保全の仮処分・損害賠償訴訟やADR（裁判外紛争解決機関）たる「日本スポーツ仲裁機構」のスポーツ紛争だけでなく、スポーツ団体におけるフェアプレイ・スポーツマンシップを再構築すべく、スポーツガバナンスとしての第三者委員会も視野に入れる必要がある。

## 第5 体罰・暴力行為根絶をめざしたスポーツ指導の要点・・・日本スポーツ少年団活動を参考に

### 1 法律知識の必要性

スポーツ指導者は指導にあたって、事故防止に万全の配慮をしなければならない。もとよりスポーツに危険が伴う限り、スポーツ指導者が事故に直面することも避けられない。もし、スポーツ指導者が事故に直面した場合、まず、なすべきことは救護である。

不幸にして、事故が発生し、重傷者や死亡等重大な結果が生じたら、当然に責任問題が生じ、それが紛争、事件に発展することは、我々の見聞することである。

この場合、事故発生時点でのスポーツ指導者の適切な対処が、その後の問題の円滑な解決に決定的な影響を及ぼすといつてよい。

それゆえ、事故時における措置およびその後の措置を適切なものとするためには、少なくとも事故の責任についての基礎的な法律知識を持ち、法的責任がいかなる場合に発生するかについて、十分に理解しておかなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律第3条は「何人も児童に対し、虐待をしてはならない。」と定める。<sup>9</sup>

しかしながら、学校教育の場で本来生徒の生命・身体の安全を配慮する義務を負う教師が、逆に生徒の生命・身体を脅かす体罰事件が後を絶たない。

その背景には鉄拳制裁やビンタが「教育への熱意の余り」「多少の厳しさも必要」「口で説明するより手の方が分かりが早い」といった体罰容認の雰囲気があるからである。

## 2 日本スポーツ少年団の標語「小さな危険と大きな安全」

(1) 日本スポーツ少年団では「小さな危険と大きな安全」を標語としている。

ジュニア期のスポーツ指導者ほど楽しいものはない。

目の前にいる少年・少女は、純真無垢で、スポーツを愛する心を持ち、将来はオリンピック代表選手あるいは偉大なプロスポーツ家として活躍するかもしれない。自ら果たし得なかったこんな夢を抱きながら、ワイワイ・ガヤガヤと動き回る子どもたちを整列させる。我が子の指導を見つめる母親の熱いまなざしを意識しつつ、ときおり頭の角をよぎるのはケガや事故の心配だ。

大人の世界ならスポーツ事故は「自己責任」が原則である。

しかし、危険に対する判断能力が未発達の子供期のスポーツ指導者には、「安全配慮義務」という保護責任がある。安心して指導するための安全対策、つまりリスクマネジメントは、何だろうか。

子どもたちの健康状態を確認すること。眼の輝き、肌の色、衣服など指導者が確認するだけでなく、体調を自己主張のできる子どもに育てる。

用具・施設を安全点検すること。事前に器具の正しい取り扱いの指導や施設管理者からの危険情報の入手なども大切である。

無理のない活動・運動のプログラムが心の余裕を生む。子どもの能力に合わせて楽しい計画を立てるなど、安全なスポーツ環境に配慮している。

(2) 殊更スポーツ事故の危険性を強調し、危険のない音楽や文学を身に付け教養を高めれば良いのだ、と発言するのは余りに消極的な姿勢である。事故を恐れて、24時間保護の完璧な仮想空間を大人が造り上げても、少年たちを社会の荒波に生きる一人前の人間に成長させることはできない。ここでの積極的な安全対策は、スポーツに危険が伴う限り、完全な事故防止は不可能であるという事実認識に立つことだ。

少年たちの心と身体の状態を把握し、危険を予知し、いかにすれば事故の発生を少なく、事故の被害を小さくできるか、とのリスクに立ち向かう実践的な指導法から、回答が導き出される。

(3) 少年スポーツは人との競技・健康増進や遊び・楽しみという個人の面と同時に教育的な社会的有用性を持っている。

9 ・虐待の意義について、保護者が、監護する児童（18歳に満たない者）に対して「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」（2条1号）

・「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（2条4号）と定めている。

そこで日本スポーツ少年団では少年スポーツ指導に「小さな危険と大きな安全」という標語を掲げ、安全指導のキーワードと考えている。子どもたちは両手でつかみ損なったボールが顔に当たれば痛い、という経験を通じてスポーツが持つ「小さな危険」を体得する。

危険なボールに積極的に立ち向かい両手や足で上手に扱うテクニックや、危ないときは自己の身を守って避ける技術を習得することで危険を回避する能力を磨くのだ。

つまり、危険を管理する能力がスポーツを通じて自然に獲得できるわけだ。大人になった時、危険なボールは自動車や火災・病気等大きな危険に変わり、様々な事故・危機に直面したときに冷静に対処できる一助になる。

その意味でスポーツを通じて「小さな危険」を子どもの時から知ることは、将来の「大きな安全」を得る実益があるのである。

日本スポーツ少年団は、このような「少年スポーツにおける危機管理学（リスクマネジメント）」をスポーツ医学・スポーツ法学・スポーツ体育学が協力したネットワークの中で専門知識を活用し、一つの解決の道筋を構築している。

### 3 参考：ジュニアスポーツ指導の指針について

<< スポーツ少年団における安全確保のための6の指針 >>

- ① 子どもにスポーツルールを守ることを教えよう。(安全指導)
- ② 絶対に子どもにケガをさせない心構えをもった活動計画の立案と実行をしよう。(安全管理)
- ③ 危険を感じたらすぐに安全対策に立ち上がろう。
- ④ 最悪を想定し、活動の中止を恐れぬ。
- ⑤ 地域の実情に応じた安全指導マニュアルを創り上げよう。
- ⑥ 保険に加入しよう。

<< スポーツ少年団における紛争に対処する6つの指針 >>

- ① 人命救助など果たすべきことをまず果たす。
- ② 事故の事実関係を把握する。
- ③ 先例を学ぶ。
- ④ 説得と論証。
- ⑤ 仲間・父母後援会の信頼を得る。
- ⑥ 自己の行動に正しいという確信を持つ。

## 第6 スポーツ法の危機管理は逆転の発想から

### 1 法リスクについて

生きている限り、人は事故や紛争・トラブルに必ず巻き込まれる。

信頼しきった人に裏切られたと知るほど悲しいことはない。社会問題となった振り込み詐欺で若者に騙され老後の貯金を送金した老人、地下鉄駅前の貧者の一燈のボランティア募金活動が中間搾取されている事実、これは誰もが体験する現実だ。

他人の目から見て順調に人生を送っているように思える人でも、人知れず心の悩みがある。いま自分は幸せだと語る人に、突然不幸が襲ってくる。未来は予測できない以上、どうも人生に、法リスクは憑きモノだ、と割り切るしかない。

東日本大震災やバブル崩壊の経済不況など自分の手に負えない出来事ならば、初めから諦めもつく。常識的に窃盗や強盗など常習犯罪者でない限り、誰も積極的に法を犯すリスクを負わないものだ。

つまり、金銭に関するトラブルなど法リスクは何時も、突然で、受け身で巻き込まれる。この時、ドギマギしても仕方がない。

安易で消極的な安全対策は、危険から逃れることであり、不可避的な危険を内在するスポーツを辞めればよいことになる。

これではスポーツの楽しみ、有用性を獲得できない。スポーツを楽しむ積極的な安全対策は、スポーツに危険が伴う限り、完全な事故防止は不可能であるという大前提を認識することである。スポーツ参加者の心と身体の状態を把握し、危険を予知（予見可能性）し、いかにすれば事故の発生を少なく、事故の被害を小さくできる（回避可能性）か、とのリスクに立ち向かう実践的な発想が安全を創り出す。

発生時のリスクコントロール……まずは事故・事件の被害が拡大することを防止し、リスクの除去と軽減（例えば、応急措置・救急医療を施す）を目標にする。ポイントはリスクをいかにできるだけ短い時間と少ない労力・費用でコントロールし、被害を回復するか、である。もちろん、損害保険・傷害保険の活用などスポーツ保険も有用である。

## 2 自助努力が道を拓く

それでは、事前に法リスクに対処できないものだろうか。トラブルは千差万別で同じものはない。確かに臨機応変に変化に対処するしかない。

しかし、事故や紛争・トラブルには、実は前兆があるのだ。

スーパーでの目玉商品289円のハムを買い忘れたと、慌てて買い物袋を置いたまま足早に冷凍売り場に戻った。わずか1、2分の差で2つの買い物袋は無くなった。隣に居た主婦は荷物の管理人ではない。衆人環視のなか置き引きされたのだ。

冷静になってみると、重い2つの買い物袋を置いたまま離れる時、盗まれるのではと一瞬不安を感じた。しかし、荷物は重いし、すぐ戻るので「マーいいや」と安易に決め付けたと悔やんだ。

社会は日々の連続関係にあり、人間関係が崩れる時にはきしみの音が出る。あなたの第六感は既に、相手の顔つきや態度から、何かおかしいと感じている。いくら性善説に立つあなたでも、相手を盲信してはならない。この危機感を感じたらすぐに安全対策に立ち上がることだ。

「マッチ1本火事のもと」小さな火種のうちに消火するのが鍵だからだ。法リスクへの対処も同じだ。裁判を体験したクライアントから話を聞くと皆それぞれ前兆を知り、後からあれが前兆だったと話す。そのときは大火にならないと軽く考えていたのだ。

## 3 危機管理は逆転の発想から

真の法治国家は、法秩序により誰でもが守られていることを意味する。法というルールは強者がごり押しをするためにあるのではない。弱者の人権を底上げすることこそ「法の下での平等」の意味だ。

日本人は何となく「安全と水」はタダと信じてきた。しかし、東日本大震災を境に「安全と水」にはコストが掛かると市民は自ら感じている。

- ① 「天災は忘れたことにやってくる」……事故・トラブルは本来予想できない。常に我が身に振り掛かるという意識が大切だ。つまり、スポーツに危険が伴う限り、完璧な事故防止は不可能なのだ。

- ② 「マッシー本火事のもと」……リスク管理の基本は初期コントロールだ。「初動を制する」ことが被害の拡大を防止する。指差し確認が心と身体の基本。日常的な慣れと危険を感じても「まー、いいや」がミスを生む。
- ③ 「予見可能性と回避可能性」……リスク情報収集のコツは新聞を毎日見ること。他山の石、人の振り見て我が振り直そう。過失とは注意義務違反である。注意義務違反の構造は、予見可能性と回避可能性で成り立っている。
- ④ 「小さな欲が大きな危機をよぶ」……嫌な情報ほど第三者に公開する。内部の小さな秘密が外部の不信を拡大させる。身内の恥をオープンにできる度量が安心を生む。
- ⑤ 「危機管理は逆転の発想から」……誰でも不幸な事態を考えることは、楽しくない。しかし、リスクマネジメントは、立場を入れ替え、死亡事故・トラブルが発生することを大前提に、逆に安全対策を組み立てることがミスをなくす。

## 第7 最後に……2020年東京オリンピック開催にむけて体罰防止と人権擁護……

### 1 2020年東京オリンピック開催

2013年9月7日、アルゼンチンのブエノスアイレスで開かれたIOC総会で、2020年夏季五輪の開催地に東京が決定し、マスコミは喜びに沸く東京招致をトップニュースとした。

日本のスポーツ界は、体罰で揺れている。殴る、蹴る、突き飛ばすなどの身体的制裁、言葉や態度による人格の否定、脅迫、威圧、いじめや嫌がらせ、さらに、セクシュアル・ハラスメントなど、様々な不正や暴力行為が生じ、学校体育や競技スポーツ団体がスポーツの価値を否定し、スポーツ権を侵害する事態が生じている。

いわば東北大震災に比肩すべき大地震・津波のような暴力根絶批判が日本スポーツ界を覆ったといえよう。

東京五輪の成功の真価は、「スポーツにおけるガバナンス（組織の統治）」問題が握っている。

### 2 スポーツ庁

政府は2020年東京オリンピック開催に備え、「スポーツ庁」設置の検討に入った。

スポーツ行政を一元化するメリットはない、と言われつつスポーツ庁の創設構想は、平成23年8月24日に施行された「スポーツ基本法」の付則に記載がある。

文部科学省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省など各省庁にまたがるスポーツ関連の行政窓口を統合したスポーツ庁でスポーツを国家戦略として位置づけ行政を整備する。

スポーツを主管する文部科学行政の力に頼り、競技スポーツ団体が行政指導を受けるだけの時代は過去のものになってきている。

新聞などマスメディアは、「スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するもの」（基本法前文）として東京五輪を日本経済復興の旗印に、「日本のスポーツ界は長年、日本オリンピック委員会（JOC）が「強化」、日本体育協会（日体協）が「普及」と役割が分担されてきたことから、政府はスポーツ庁を新たな「司令塔」に据え、国家戦略としてのスポーツ振興を図る構えだ。」と報道する。

確かに、国立競技場をはじめ老朽化が進むスポーツ施設のインフラ整備計画から競技スポーツ中心

とするスポーツ環境はオリンピック招致でよくなると言えよう。

他方、「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するもの」(同前)とコミュニケーションの確立、さらに「スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」(同前)との生涯スポーツ確立の役割がある。

### 3 五輪の趣旨を全国に広めるスポーツ自治と基本的人権の擁護

スポーツ庁が設置され、競技スポーツ団体のガバナンス(組織の統治)は改善されるだろうか?

オリンピックに出場する15人の女子柔道アスリートへの体罰は、競技スポーツ界に警鐘を鳴らした。スポーツ界の組織役員が自らの責任と努力で旧態依然とした封建的な体質を、いかに改革に着手するか、個々の選手が自ら声を上げ、先輩後輩という上下の立場から選手の自立・自律でスポーツ組織を活性化させるか、2020東京五輪への目標を金メダル獲得への努力だけでなく、日々の選手生活を有意義にさせるべく競技スポーツ団体のグッド・ガバナンスを念頭に置かねばならない時代を迎えている。

五輪が国民のスポーツへの関心を高める良いきっかけになるが、国際的にも、日本がスポーツの価値をしっかりと認めているとのイメージを作り、2020東京五輪というイベントをやって終わり、巨大な国立競技場を建て替えて終わりではなく、国民一人一人にスポーツが根付くようにすべきである。

取り分け、大人のスポーツ指導者が将来の日本スポーツ界を背負う子どもたちのスポーツ権が確保される基盤を整備することが必須となる。

#### << 参考文献 >>

『詳解 スポーツ基本法』成文堂、2011年・日本スポーツ法学会編

『スポーツ法危機管理学』(エイデル出版2005年)

『スポーツの科学』(共著、日本学術協力財団2007年)

『スポーツにおける真の勝利・・・暴力に頼らない指導』(エイデル出版2013年)

#### 【横田】

菅原さん、ありがとうございました。御専門のスポーツと法の間を、これまでスポーツ界というのは、やや一般常識と違った世界で、勝つためにはとか、あるいは、熱心に練習に取り組むというそういう雰囲気の中で、暴力もある程度、許されていた、許容されていた、そういう状況にあったわけですが、最近のいくつかの事例をきっかけに、スポーツ界でも暴力との取組が真剣に行われるようになってきました。また、裁判所もこの動きに対して厳しく対応するようになって、裁判においても損害賠償を認める判決が出たり、場合によっては刑事罰を認めるという状況にもなりつつあります。現在、スポーツ界における暴力撤廃の動きが急速に進んでいるという状況を御説明いただきました。まだ完全に問題は解決していないと思いますけれども、一時に比べるとスポーツという閉ざされた世界の中で起こっていることが我々の目にも見えるようになり、そして状況が改善される方向に向かうのではないかと思います。

菅原さんは、2020(平成32)年の東京オリンピックに向けて、さらにその点で改善が進むと良いという御期待を込めて発言をされたと思いますが、そういうことも含めて、この後のディスカッションの中で、スポーツ界と暴力の関係について考えてみたいと思います。

## 山口 由美子 (親の会「ほっとケーキ」代表、子どもの居場所「ハッピービバーク」代表)

### 【横田】

次は、山口さんの基調報告です。山口さんは、ここ長崎のお隣の佐賀県の佐賀市内で、周囲になじめなかったり、自ら周囲と距離を持ったりしているお子さんあるいは不登校の子どもたちや親御さんたちのための居場所づくりの活動をされています。そういった子どもたちがどうしてそういう状況になったのか、何が原因なのか、そしてそれをどう克服していったらいいのかということについて、事件の被害者・加害者という両側面から、御自身の体験を含めて、考え、活動してこられた経験を基にお話いただけると思います。それでは、山口さん、よろしく申し上げます。

### 【山口】

こんにちは、山口です。お隣の佐賀県からやって来ました。2000（平成12）年の西鉄高速バスジャック事件<sup>10</sup>、皆さんも御存じだと思うのですが、私はその被害者の一人です。この事件に遭遇したことがきっかけとなり、その後の不登校、引き籠りの親の会の創設や居場所の開設へとつながっております。その経緯をお話してきたらと思い、本日ここに登壇させていただきました。

まず、バスジャック事件のことからお話いたします。2000（平成12）年の5月3日、私は佐賀駅バスセンター、11時50分ぐらい発の福岡・天神行きのバスに乗りました。この事件でお亡くなりになった塚本達子先生と一緒に乗りました。バスに乗って、天神で行われるコンサートに向かっていたのですが、高速道路に入



山口由美子さん

ってしばらくした時に、一番前に座っていた少年が突然立ち上がり、牛刀なる大きな包丁を振りかざし、「このバスは乗っ取った。荷物を置いて後ろに行ってくれ」と言いました。何事だろうと思いながら、私はほかの乗客と一緒に車内の後ろの方に下がって座っていたのですが、一人だけ居眠りをしている気付かない乗客に、その少年が切り付けました。その時、初めて本気だったんだということに気がきました。私は、本気で人を殺したいとか傷付けたいとか思って生きている子どもたちはいない、何かつらいことがあって、そういう状況に追い込まれたのかなと考えました。私は気功を学んでいたので、今のこの少年の心は本来の心ではない、本来の心に戻ってほしいという気持ちで、気を送り続けました。

そのような状況の中、バスは東に向かって走り続け、運転手さんがトイレ休憩も必要じゃないかと提案してくださり、サービスエリアに停車したんですね。ところがバスの前に乗用車が1台2台と停まり始め、それに気付いた少年は、慌てて、バスを早く出せと言って、バスが発出したのを確認して、私たちが座っている後ろの方に来ました。そして、一人だけトイレ休憩に降りてらっしゃったのですが、その降りた方が高速道路を走っている車に知らせたのだと勘違いしたのか、本当にそうだったのか分からないのですが、少年は私の前に立ち止まり、「あいつは裏切った。連帯責任です」という言葉とともに、私のいろいろなところを切り付けました。私は座席に座っていられなくなり、通路に転がり落ち、座り込んで自分の流した血を見ながら、切り付けられた傷を感じながら、少年の心はこんなにしなければいけないぐらい傷付いていたんだ、ということを感じました。

そして、なぜか“この少年を殺人者にするわけにはいかない”、そういう思いが自分の中から沸き上

10 2000年（平成12年）5月3日に発生したバス乗っ取り事件。佐賀駅バスセンターから出発した福岡・天神行きの西日本鉄道高速バス「わかす号」が、17歳の少年に乗っ取られ、東に向かって走りつづけるバスの中で、少年は3人の女性客を切り付け、1人を殺害した。2ちゃんねる（インターネット掲示板）に犯人の少年による犯行予告の書き込みが残されており、その時のハンドルネームからネオむぎ茶事件（ネオ麦茶事件）とも呼ばれる。

がり、自分の身体を倒れないように支えて、なんとか倒れないで済んだんですね。その時、同時に、このまま死んでしまうんだなあ、とも感じました。精神的にも肉体的にも追い込まれた時、人って生と死の、どちらでもいい状況にあるんだなあっていうことを感じたんですね。

その後、乗客の一人が窓から飛び降りて逃げるのができたのですが、先ほどお話した塚本先生が刺されていました。そういう状況の中で、バスはどんどん東に向かって走り続け、広島でようやくバスが停められました。バスが停まった時に、怪我人だけでもバスの外に出してくれという警察の要望に対して、少年はピストルに弾一発入れて持って来いと要求しました。警察の方は、ピストルは渡せないということを丁寧に説明され、その後、少年は防弾チョッキに要求を変えました。飽くまで、私の主観ですが、この時の少年は本当に人を殺す又は自殺するかのどちらでもいい状況にあったのではないかと思います。ピストルに弾を一発込めて渡せというのは自殺しようという思いが、防弾チョッキというのは殺されたくないという思いが現れていたのではないかと。本当にそういう何とも言いえない、どちらに転んでもおかしくない状況を生きていながら、こういう事件を起こしてしまったんだろうということを感じました。

私はそれまで、人を殺したら、殺した人は、人の命を奪ったんだから、死刑だ、短絡的にそう考えていました。しかし、この事件に遭遇して、被害者と加害者の関係の中で、そういうものでもないんだなっていうことを実感しました。

少年は、中学時代にひどいじめを受けたそうです。その後、高校になんとか進学したけれども、高校に通えない、という状態が続いたようです。そういう状況の中で、少年は、中学でいじめさえ無ければという思いから、中学校への襲撃を計画していたそうです。しかし、その計画が両親の知るところとなり、それだけはさせてはいけないという親の愛情だったと思うのですが、高名な精神科医に相談され、強制入院をさせられたんですね。不登校になる、不登校してる、ということは、子どもにとってとてもつらいことだと思います。学校に行けない惨めな自分、いつ親から見捨てられるだろうか、そういう不安の中を生きてきて、強制的に精神科に入院させられた時に、見捨てられたと感じたようです。両親に入院のとき、最後に言った言葉は、「覚えていろよ」だったそうです。私は、不登校を発端に、こういう事件が起こってしまった、どうしてだろう、という思いがあります。バスジャックの犯人の少年が包丁を振りかざした時に、とてもつらい厳しい状況を生きているんだななことを直感的に感じる事ができました。なぜ、そのように感じる事ができたのか。実は私も娘の不登校の経験があるんですね。私が、不登校を受け入れられない間、愛情を感じさせない、つらい状況を生きていた時の娘のその時の状況と、犯人の少年の姿をオーバーラップしていたのかなと、後で思いました。

私は娘に聞きました。あなたの不登校のこと、大勢の人の前で話していい？話してほしくなかったら、お母さんはこのバスジャック事件について一切話さない。あなたの不登校のことを話さないと、少年のつらかった思いや、なぜ事件を起こしたのか、多くの人に分かってもらえないと思う。だから、あなたの不登校のこと、話してもいい？と聞きました。娘はしばらくして、いいよ、私は、お母さんやいろいろな人に話を聞いてもらったから良かった。あの少年は誰からも話を聞いてもらえなかったんだらうね。とてもつらかったと思うよ。だから、話していいよ、って。話を聞いてもらうだけでいい。答えは自分で出すから、ということを書いてくれました。

事件後、たくさんの方々の支援を頂きながら、私は少しずつ元気になっていきました。その過程で、私はカウンセリングを受けていたのですが、カウンセラーの先生から、あの子（犯人の少年）にも居場所があれば良かったのにねというお話を聞いた時に“居場所”だと思いました。そして、徐々に元気になって体調も回復した時に、居場所をしよう（作ろう）、と考えたんですね。ただ、居場所をしようと思っても、場所探しなどのいろいろな問題があったので、取りあえず家庭が居場所になればいい、という思いで、親の会（ほっとケーキ）を始めました。引き籠っていたり、学校に行けない子どもたちを持つ親同士が語り合って、共感的に子どもを受け入れるようになった時に、子どもって劇的に変わっていくんですね。そういう姿をいろいろな場で見せてもらいました。

一つの例ですが、引き籠りのお子さんをお持ちのお母さんが、親の会に相談に来られました。その

子は、お父さんとの関係も余り良くなかったということでした。学校に行けなくなり、一日中家に居て、寝間着のまま、着替えもしない。昼夜逆転も当たり前、そういう状況の中で、お母さんがとても疲弊して来られました。実は、私もバスジャック事件の後、寝間着を着替えるなんて考えられなかったんですね。普通に生きている人にとって当たり前の行為が、心も身体も疲れ切った時、傷ついた時には当たり前ではなくなるんですね。当たり前だと思っている全てのことに、ものすごくエネルギーが必要なよ、そういうふうにした時に、お母さんは、それまで、自分のつらさ、自分がこうあってほしいという思いだけでお子さんを見つめていたとおっしゃったんですね。親子共々苦しかったと思います。でも、親の会の帰りに、お子さんのつらさに初めて気付かれ、涙が止まらなかったそうです。そのお母さんは、家に帰って「ただいま」と言ったら、初めて子どもが玄関に、お帰りって出てきてくれて、びっくりしました、とおっしゃっていました。お母さんの「ただいま」という声の違いに、引き籠っていた子どもさんは何かを感じられたたんでしょうね。引き籠ってつらい思いをしている状況の子どもというのは、親や周囲の大人たちの感情的な部分にとっても敏感になっています。私たちは親の会の活動を通じて、母親の「ただいま」の一言で変わっていくお子さんの姿を目の当たりにして、ほかの会員共々、親と子の関係の在り方など、たくさん、学ばせてもらっているんですね。子どもってすごいなあ、本当にそう思いました。そのお子さんも、そうなったからって、すぐ動けるものではありませんが、少しずつ変わって行って、5～6年後には横浜に住むお姉さんのところに一人で行ったり、神戸まで旅行に行ったりするようになりました。そして、ずっと着替えることのなかった寝間着のファスナーを自分のかばんに付けたということも最近聞きました。自分がつらかった時にずっと一緒にいてくれた服への愛着もあるんだろうなと思いました。そういうふうに変わっていく娘さんを、そのお母さんと一緒に共有できたっていいのでしょうか、そういう物語を紡いでもらえるというのは幸せだなと、親の会の代表として感じております。

話が前後しますが、親の会の活動を続けていく中で、やはり子どもの居場所が必要だよ、ということになって、バスジャック事件の1年後に親の会を始め、さらにその1年後に、子どもの居場所ハッピービバークを開設しました。ここで、DVDを御覧いただきたいと思います。

(子どもの居場所「ハッピービバーク」の活動の様子が分かるDVD上映)

※以下、山口さんによる映像の解説

この映像は2006(平成18)年にKBC(九州朝日放送)で放映されたものですが、子どもの居場所の活動を約1年近くに渡って取材されて、まとめられたものです。これは市の青少年センターの体育館を借りて、バドミントンをやっている様子です。子どもたちが自主的に運動したいという発言が発端となって、スタッフが場所を探しだして、体育館を借りてバドミントンをやっています。

そしてこれは、ジャグリング<sup>11</sup>をやっている様子ですが、ここに映っている子は中学も高校も行かなかったんですけど、この映像からもう13年経ってしまっていて、今は群馬にあるサーカス学校に通っています。

私たちは、ここに映っている小さな小屋を拠点に活動しています。ここは以前は焼き鳥屋さんだったらしいです。ここでは、私たちは子どもたちと一緒に御飯を食べることを大切にしています。子どもたちに何が食べたかを聞いて、材料の都合なんかも考えながら、スタッフが作っています。でも、中には、食べられない子もいるんですね。でもそういう子には強要はしません。この日は、そばとうどんを作って食べました。

保護者の方も何人か参加されているのですが、そういう人たちも一緒に、楽しく過ごしています。この日はたまたま誕生日会をしているところですね。この小屋は狭い部屋なのですが、でもこの距離感がいいのかなと思っています。子どもの居場所は持ち主の御厚意で無料で貸してもらっているの

11 複数の物を空中に投げたり取ったりを繰り返し、常に1つ以上の物が浮いている状態を維持し続ける技術を指す。

すが、持ち主の御都合もあり何か所かを転々としております。

これで、映像を終了します。ありがとうございます。

(DVD上映終了)

御覧いただきましたように、このような感じで楽しい時間を過ごしています。子どもたちは、皆、自分が学校に行かない、行けない、駄目な人間なんだというふうにしてここに來る子が多いですね。スタッフは、子どもたちに対して、ここに來たのはあなた自身の意志で來たの、ということを確認します。もし、親の希望で連れて來られたのなら、無理に來なくてもいいんだよ、でもあなたが來たい時はいつでも來ていいよということを伝えます。先ほどの映像に映っていた子どもたちは、子どもの居場所の活動を始めてから3～4年経った頃のものでしたので、子どもたちのかなり元気な姿を見ていただきました。しかし、元気になっていく子もいれば、なかなか元氣にならない子もいます。私たちの活動の基本は親の会であると思って、子どもの居場所も続けています。家庭が子どもたちの居場所にならない限り、なかなか子どもたちは元氣になることができないのですね。仮にここで一週間に一回か二回元氣になったとしても、本当の意味で元氣にはなれない。家庭にも学校にも居場所がないというのは、とてもつらいことです。バスジャック事件を起こしたあの少年もそうだったのではないのでしょうか。“あの子に居場所があれば”という精神科医の言葉……。子どもたちがありのままの自分で居ることができる、安心して安全な、そういう場が、居場所が、本当に必要なのだと感じています。

それから、私は被害者の視点に立った教育ということで、少年院や少女苑にも講話に行っていますが、私の話を聴いた子どもたちの感想文があります。その感想文の一部を紹介させていただきます。「山口さんはとても優しいと思いますが、それは同時に痛みでもあるんじゃないですか」ということが書かれていました。私は、初めは書かれていた“痛み”という言葉を見て、とても嫌な気がしたんですね。でも、しばらくその痛みというものを抱えながら生きてきて、私にはこの痛みがあるからこそ、今このような活動をしているのだな、動かしてもらっているんだな、と思うようになりました。きっと私の話と、感想を書いてくれた彼女の痛みとがどこかで共鳴したのかもしれない。そのような子どもたちの感受性、様々な問題を抱えながらも必死で生きようとする子どもたちとともに、これからも生きていきたいなと思っています。

#### 【横田】

山口さん、ありがとうございました。皆さんもよく御存じの西鉄高速バスジャック事件で、山口さんは被害者として大変苦しい経験をされました。その大変な御経験の中で、加害者であった少年が一体どうしてそのようなことになったのか、少年も場合によってはつらい思いをしてここまで来てしまったのではないかと考えられた。やがて、同じような問題を抱える子どもたちの親御さんたちに呼びかけ親の会を立ち上げられ、子どもたちの居場所も作られた。DVDで見せていただいたような活動を続けておられる。私は大変元氣付けられるお話だったと思います。

山口さんのお話の中で、加害者の少年が中学時代からいじめに遭っていて、高校に通うことができず、やがて親から精神科の病院に強制入院させられることになってしまう。その時に少年が親に「覚えていろよ」と言ったということを非常に印象深く話されました。このことは、最初に御報告いただいた小森さんのお話にありました、子どもに言ってほしくないこととして、いじめられたらいじめ返せ、やられたらやり返せっていうことは決して言ってほしくないということをメッセージとして出されたと思うのですが、それとつながっているのではないかと思います。

昨年、テレビドラマや小説で「倍返し」という言葉が流行語になり、世間の注目を集めていました。あの時の世間の受け止め方を思い返すと、特段何の批判もなく、大人の世界にもいじめがあって、会社ではああいうことがあるよな、という形で受け止められていました。しかし、あれを子どもの世界に置き換えると、大人の世界だと軽く聞き流されてしまっていた言葉が、子どもにとってはとても深

刻な言葉になるんだっていうことを、お二人のお話から感じました。大人が日頃考えている普通の人間関係で、大したことではないと思っているようなことであっても、子どもにとってはものすごく重いものになることがあるんだということを考えさせられる事例として触れられましたので、私の方からコメントさせていただきました。それについてどういうふうにかえたらいいかというのは、私もすぐに答えは出ないのですが、とても難しい問題だと思います。

**吉田 恒雄** (駿河台大学法学部教授、  
特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク理事長)

**【横田】**

次にお話いただく吉田さんは、子どもの虐待、不登校などを始めとした子どもの様々な問題について、大学の先生として研究をすると同時に、NPO法人における実践的な活動、そして子どもを保護する法令の作成などにも関わってこられました。そういう立場から、児童虐待の問題を中心に話を伺いたいと思います。それでは、吉田さん、よろしくお願ひいたします。

**【吉田】**

こんにちは。吉田でございます。私からは、人権侵害としての児童虐待というテーマでお話をさせていただきます。今、御紹介いただきましたように、私は大学で教鞭を取る傍ら、NPO法人児童虐待防止全国ネットワークにおいてオレンジリボン運動という活動をしております。皆さんは、オレンジリボンを御存じでしょうか？まだまだ知名度が低くピンクリボン<sup>12</sup>には及びませんが、児童虐待防止のシンボルマークであり、これを着けて子ども虐待のない社会を目指そうという活動をしております。オレンジという色は、様々な事情で親から離れて暮らさざるを得ない子ども、特に里親さんの元で生活している子どもたちが、自分たちの明るい未来の象徴としてオレンジという色を選んだと聞いております。そうしたことも含めて、虐待のない社会を一日も早く実現したいと思っております。



吉田恒雄さん

それでは、まず虐待とは何だろうかということ、それから何故起きるのか、虐待を受けた子どもはどのような影響を受けるのか、そして私たちに何ができるのかといったお話をしたいと思います。先ほど、この会場のロビーを通り掛かった際に、児童虐待に関するパネルが展示されていました。かなり詳しい内容の良いパネルがありますので、後ほどそちらの方も御覧いただければと思います。

まず児童虐待の定義についてお話しします。虐待は、「身体的虐待」、「性的虐待」、言葉などによる「心理的虐待」、そして「ネグレクト（保護の怠慢、養育の放棄・拒否）」の4つが挙げられます。

この中で、「心理的虐待」については、DV<sup>13</sup>を目撃すること、広く解釈すると暴力的な環境の中に子どもを置くということも含まれます。そして、「ネグレクト」については、親ができるのに保護しない場合もあるし、残念ながら、子どもを保護することができない状況にあるという場合もあります。また親が行う場合だけが虐待ではなくて、その親の元に来ている他人が子どもに暴力を振るっている、これを制止しないという場合もネグレクトに分類されます。

このように4つに分類されている虐待ですが、現実にはこれらが複合的に発生します。暴力を伴う性的虐待であったり、身体的虐待からネグレクトに移行したりといったような例があります。ここで言っている虐待は比較的深刻な内容のものですが、虐待であるかどうかを判断する際に難しいのは、「しつけ」と何がどう異なるのかということです。ここに図で表しましたけれども、最も深刻な虐待があって、その周囲に不適切な養育、さらにその周囲に通常の養育とあります。しかし現実には、必ずしもこのようにきれいに分かれるわけではないのです。実際にはグラデーションになっております。そして、

12 1980年代にアメリカで始まった運動で、乳がんの正しい知識を広め、乳がん検診の早期発見・早期診断・早期治療の推進などを目的として行われる世界規模の啓発キャンペーン、もしくはそのシンボルのことを指す。

13 Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）：同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。近年ではDVの概念は同居の有無にかかわらず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

これが順次、虐待に向かっていくのではなくて、通常の養育であっても、悪い条件が重なるといきなり虐待に至るといこともあります。この辺りが、虐待対応の難しいところです。言い換えれば、虐待が発生したからなんとかしなければならぬのではなく、その前の段階から対応しておかないと、虐待に発展してしまう恐れがあるのです。

虐待の現状ですけれども、こちらのグラフにもありますように、児童相談所と市町村に対する通報件数は年々増加しています。しかしこの数値は、必ずしも虐待が増えていることを示しているわけではありません。虐待は家庭という密室で発生する機会が多いため正確な数値が分かりにくいことありますが、児童虐待防止法<sup>14</sup>ができて、虐待に対する世の中の認識、関心の高まりに伴って、虐待に気が付いた人が、児童相談所や市町村に通報しているということが結果として表れているのではないのでしょうか。そういう意味では、オレンジリボン運動などの啓発の効果が上がっているのではないかと思います。同時に、子育てという観点で世の中を見てみると、貧困や保育所等の不足による子育て環境の未整備を始め、相談相手が少ない、ストレスの多い生活などが、虐待が増える要因ではないか、といった意見もありますが、数値のみでは、はっきりしたことは申し上げられません。

次に虐待による死亡事例ですが、年間約50～60件発生しています。子どもの数が減っているにも関わらず、この数値はこのところ変わっていません。社会の虐待に対する認識が広がっているにも関わらず、死亡事例の件数が変わらないというのは、相対的に見ると増えているのかなという懸念もあります。

児童虐待は様々なストレスが要因となっています。親の孤立や貧困、親の病気や障害、養育が難しい子ども、夫婦の不和、子どもの育て方が十分理解できない、自分たちが望まないところで子どもができてしまい可愛いと思えない、といったようなことなどが原因になります。

親の側の原因として、まず親族や地域社会などから孤立した育児といった社会的なもの、そして親の失業や借金、貧困、不十分な住環境といった経済的な事情が挙げられます。また、個人的な原因として、夫婦間の不和や親の未熟さ、養育能力不足が挙げられます。中でも、犯罪としか言いようがないというのが性的虐待です。日本では虐待全体では6%ぐらいしか通告されていません。これは氷山の一角どころか、表に出てきているのは本当にごくごく僅かであります。取り組むのが非常に難しく、表面化しにくい課題なのですが、子どもたちが性的虐待によってどれほど傷ついているのかということを見ると、一刻も早く本格的な対応をしなければいけない課題であります。ほかにも、親の側の原因として、精神疾患や薬物・アルコール等のへ依存などがあります。それから、親御さんに障害がある場合、御自身のことで精一杯で、ほかのことにまで手が回らず、子どもの養育についての理解を持ちにくいということもあります。それから、先ほどの菅原さんのスポーツと体罰に関するお話と同じように、厳しいことが子どものためなんだという誤った「しつけ」観というのも虐待の原因になると思います。さらに、ジェンダー<sup>15</sup>の視点からしますと、例えば父親は強くなければならぬ、といったような考え方も、虐待を深刻なものにする原因になるかと思えます。また、別居や離婚、再婚、親子の同居の再開といったような家族構成の変化により、家族内の力関係が変わることなどによるストレスも虐待につながる原因となります。

次に、子どもの側に原因がある場合ですが、これは子どもに障害があったり、病気があったり、子どもの数が多いとか、望まない妊娠によって生まれてきた子どもであったりといったような、養育するのに難しい問題がある場合があり、それが親のストレスになっていくようです。

ここで児童虐待の特徴についてお話します。まず大人と子どもの間では圧倒的な力関係の差があります。これは、スポーツ指導者や教師による体罰と似ています。それと子どもは反撃できません。それから虐待が起こるのは自宅などの密室ですから、目撃者がいないため誰も通報してくれない、助けてくれないということもあります。加えて、継続的、反復的に、そして不規則に親からの虐待が続く

14 正式名称は「児童虐待の防止等に関する法律」。2000（平成12）年11月施行。

15 gender：社会的・文化的な性のありよう。「男は仕事、女は家庭」といったように、性別によってこうあるべきという捉え方。

のです。どういうことかと言いますと、親の気まぐれで子どもが暴力を受けてしまうんですね。長期間に渡ると、子どもが逃げられるようになるまで暴力が延々と続いていきます。最悪の場合、子どもが自分で命を絶ってしまうということも考えられます。本来であれば、信頼すべき人、依存すべき人による虐待ですから、子どもは大人に対する信頼感を失っていきます。それがその後の子どもの成長に大きな影響を与えていきます。その被害は表面化しにくく、また子ども自身の力で状況を改善するのが難しく、虐待を受けた子どもに特有の症状が出てきます。また、そういった子どもを救出するには、当然、周りの人々の力が必要になってくるわけですね。こうした特徴から、虐待の問題の解決には、個人の問題、その家庭の問題ではなくて、社会全体の問題であり、人権の問題であるという視点が不可欠であり、とても重要であるということです。

次に、児童虐待が子どもに及ぼす影響についてお話しします。最悪の場合は、自死ということになります。また、虐待によって命を奪われる子どもがおりますし、身体やメンタル面に大きな禍根を残すことになります。また少年院や児童自立支援施設等に入っている子どもの5～6割は深刻な虐待を受けているという調査結果もあります。

今、スクリーンに投影しているのは、「凍りついた瞳」というので有名な写真です。虐待を受け、つらい体験から意識を切り離そうとする反応であり、焦点が合っていない瞳の子どもの写真です。こういった子どもは、自分の周りに起きていることに関心を持とうとせず、成長したときに他人との信頼関係を持つことができにくく、平気で人を裏切るような、そういう行動を取るようになる可能性があります。

次はネグレクトを受けた子どもの写真です。小さなお子さんの手足が細く痩せている中で、お腹だけがぽっこりと大きく膨れています。かつてのアフリカで飢餓に苦しむ栄養失調の子どもたちにこうした症状が見られましたが、このネグレクトを受けた子どもも同じような状況になっています。

人権侵害という観点で見ると、弱者としての子どもが被害を受けるのです。こういった虐待の被害者である子ども、そして加害者である大人の両方に共通して言える特徴的なこととして、これが人権侵害なんだという自覚に乏しいことがあります。あなたのためだからと言って、体罰を行ったり、食事を与えなかったりする。それからもう一つは自分が悪い子だから親から叩かれても仕方がないというように子どもが思い込んでしまい、虐待傾向が固定化されていきます。

それから、保護すべき立場にある者による人権侵害があります。本来頼るべき信頼すべき大人からの虐待となると、子どもはもう逃げ場がないと思ってしまうという点があります。こうして自己肯定感や自らの尊厳が奪われていきます。こうしたことは、DV被害者の女性と同じような感情の持ち方に似ています。

先ほどもお話ししましたが、子どもへの虐待について人権侵害という点から見ますと、誤った「しつけ」観、体罰肯定意識というものがあります。学校においては、体罰は法律で禁止されていますけれども、家庭では禁止されていないのです。良くないとは思っていても、法律上は禁止されていない。現在、世界的の30か国以上で、体罰を法律に基づいて禁止していますが、日本ではこれがまだできていません。

児童虐待防止法が2000（平成12）年に作られましたけれども、この法律は虐待した親を罰するという視点ではなく、子どもの人権を守るという観点から作られた法律、子どもを中心に考えてきた法律です。

子どもの虐待防止をどのように行うのか、何をすればよいのかというとき、通常は3つの段階で考えます。まず最初は、そもそも虐待が起きないようにするための「発生予防」。次は虐待が起きてしまった場合に問題を深刻化させないための「進行予防」。そして3段階目は問題が深刻になってしまっ、どうしても子どもを親御さんの下に置いておけないという場合には、子どもを保護して、施設なり里親さんの下に置くといった「世代間連鎖予防」。この3段階目の施設や里親さんでの養育をきちんと行うことによって、子どもが成長し、そして自分が家庭を持ち、子どもを持ったときに、虐待をしなくて済むという、そこでまた発生予防の段階に戻る。こういう「世代間連鎖予防」のサイクルを作って

いかないと、本当の意味での児童虐待防止は実現できません。非常に時間が掛かり、裾野の広い対応が必要、これが虐待の対応問題であります。

虐待の問題は、かつては特殊な家で起こることといった捉え方をされていたのですが、ここ20年ほどでのその認識は大きく変わりました。どんな家庭でも、悪い条件が重なれば虐待が起きてもおかしくはない。そのためにはお子さんが生まれた段階から支援をしていく、つまり子育て支援をする。その延長線上として、虐待防止につながるということでもあります。だから、子育て支援策と虐待防止策というものをつなげて考えていくということが大事であります。

それから、発生予防という点で、母子保健、保健師さんの役割は大変大きなものがあります。かつては子どもの健康というところを重点的にやっていたようですがけれども、最近は母子保健の健康診査、いわゆる健診の中でも、早期に虐待のリスクを発見するということを重視しているようです。

それでも、残念ながら虐待が起きてしまった場合の介入、進行予防ですけれども、これは発見、通報、介入という流れで進んでいきます。特に、介入に関しては、専門家からの通報だけではなくて、一般市民からの通報がとても大事になります。今日、皆さんのお手元の資料の中にオレンジリボンの小さな袋と私ども（児童虐待防止全国ネットワーク）のチラシを入れておきました。そこには周囲で虐待かなと思われることがあった時にはここに電話してくださいという電話番号が入っています。全国共通の児童相談所の番号（0570-064-000）です。虐待は密室で行われますから、子どもは逃げようがない。だから、周りの人々が気が付かなければ、子どもは救われない。そういう意味で、通報というのはとても大事な機能を果たします。

その次に重要なのが市民の役割。これは、虐待の問題は専門家だけで対処できる問題じゃない、私たち一人一人が虐待防止をすることができるんだということです。その一つがオレンジリボン運動。虐待に対する認識を深めていきましょうということで活動しています。それから二番目が子どもと子育てに対する「優しい眼差し」、これは行政ができることではないですね。我々市民だからこそできることです。電車の中で子どもが泣いてうるさいなあと思うこともあるかもしれませんが、でもそのお子さんを抱っこしているお母さんやお父さんは、それ以上につらい思いをしている。ここにいらっしゃる皆さんも経験されたことがあると思います。そういった場面に遭遇したときに、少しでも優しい眼差しで、また、一声掛けるだけでどれだけ負担が軽減されるだろうかと、こういうことを私たちは続けていきたいと思っております。

もう一つは、子どもへの啓発です。子ども自身が虐待について理解するということです。先ほどのいじめのお話と同じかと思うんですね。自分がされてることは虐待なんだ、自分は虐待を受けない権利があるし、こういうふうにしてほしいんだということを子どもが自分の声で訴えられるようにしていく。そういった啓発とエンパワーメント<sup>16</sup>が必要になります。なかなか声を出せない子どもに対して、親が「お前が外でこのことを話すとウチはバラバラになっちゃうんだよ」ですとか、性的虐待をしている父親が子どもに対して、「お前がこのことを言うと、お父さんは刑務所に入らなきゃいけないんだよ」と、こういった言葉で、子どもの口を封じようとしています。でもその時に、話してもいいんだよ、あなたは虐待から逃げる権利があるんだよ、ということを周囲の大人たちはきちんと教えていく必要があると思います。

そういう意味での人権啓発ですね。まずは親が、そして社会全体が、子どもの命の大切さを改めて確認し、虐待はあってはならないことなんだという認識を持つ必要がある。虐待はあってはならないこと、そしてその延長線上に体罰禁止ということも念頭に置いておかなければいけません。

そしてちょっとした子どもへの暴力や放置、傷つける言葉を投げ掛けること、これらが子どもにとってとても危険なことなんだと認識する。夏の暑い時期に、少しの時間だから大丈夫だろうということで車内に子どもを残して、親はパチンコに夢中になり、子どもを殺してしまう。これくらいなら大丈夫だろうという軽い気持ちで、簡単に子どもの命を奪ってしまう。ちょっとした暴力が頭蓋内の出血

16 Empowerment: 目標を達成するために、個人やグループに対して、自律的に考え行動することを促し、支援すること。

につながるといったような、様々な危険も知ってもらう必要があります。虐待を受けた子どもの人生、子どもの心に長く残り続ける傷を負わせるといった大きな悪影響を及ぼすものだとすることを、十分に理解する必要があるかと思えます。

虐待への対応をしていくには、様々な専門職種、そして市民を含めた連携がとても大事になります。虐待の原因は多様であるだけに、いろいろな人の関わりが必要になってくるわけです。

そうした意味で、私たちは、虐待のない社会というのを実現し得るはずです。現に北欧のスウェーデンでは体罰の禁止ということに取組を続けた結果、今では虐待の問題はあり得ないというような認識が一般的になっているところまでできているという話を聞いたことがあります。まずは子どもが安心して、安全に暮らせるように、そして親が楽しく安心して子育てできる社会を作っていきます。

子どもの尊厳、子どもの人権を認め、そして寛容な気持ちをもって社会全体で子どもを育てる、そして虐待についての理解を深めていく。そして、虐待というのは社会の病気なんだと、社会全体で、私たち一人一人が取り組むべき課題なんだという共通認識を持ちたいと思っております。

### 【横田】

吉田さんには、虐待という概念を明確に定義していただき、また虐待の種類とかその原因、特徴といったようなことについて分析をされて、最後に非常に具体的な対策についての御提言があったと思えます。吉田さんのお話の整理の仕方は、その前の3人のパネリストの御説明とうまく重なり合う部分が多かったと思えますので、後ほど会場からの御質問を受ける中で、その点の関係を深める形で議論が進むのではないかと思います。

例えば小森さんのお話の中で、いじめと簡単に言うけれども、自死にまで追いやられてしまうような子どもにとってのいじめは、もういじめというレベルではなくて虐待と言っていいということもおっしゃられましたけれども、確かにそういう側面が実際にはあると思えます。ですから、私たちが問題を理解する場合に、簡単にいじめという言葉だけである問題を解決しようとするのではなく、より深いところを理解する必要があるということだと思いますが、その点については吉田さんの分析である程度、位置付けが分かってきた気がいたします。この後、一旦休憩を取らせていただき、その後、会場からの御質問を中心にさらに議論を深めたいと思えますので、御協力お願いいたします。

\*このシンポジウムの「基調報告」の様子は、動画共有サイトYouTubeの「人権チャンネル」にて視聴可能です。

<https://www.youtube.com/jinkenchannel>